



愛南町

こども計画

Ainan Town



いろこい あいなん

ainan

令和7年3月

愛南町

はじめに

我が国の少子化、核家族化は依然として進行しており、価値観や就労形態、生活様式などの多様化により、子ども・子育てを取り巻く環境は日々変化しています。社会経済の面では、労働者の賃金の上昇が物価高騰に追いついていないといった状況に、国際化、人口減少、少子高齢化など様々な要因が加わり、子育て家庭にとって非常に厳しいインフレ時代となっています。



愛南町では、5年ごとに子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育・保育事業や子ども・子育て支援事業の量を見込み、その提供体制の確保方策などについて定め、多様な保護者ニーズに対応できる支援施策の構築と、安心して産み子育てができる環境整備の充実に取り組んできました。

しかし、近年では、地域社会でのつながりや人間関係の希薄化などを背景に、孤立する子育て家庭が顕在化しており、子どもの貧困や虐待、また、ヤングケアラーなどの問題が取り沙汰されています。また、配慮が必要な子どもも増加傾向にあり、教育・保育現場において高い専門性と支援の質が必要とされ、今まで以上にインクルーシブな子ども・子育て環境が求められるようになっていきます。

愛南町こども計画では、こども大綱の基本理念の下、子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益を守ることを前提に、子ども・若者の笑顔が輝き、未来に羽ばたいていけるよう、また、保護者が安心して子育てできるよう施策を展開していきます。

終わりに、本計画の策定に当たり、御協力をいただきました愛南町子ども・子育て会議の委員の皆様を始め、子ども・子育て支援に関するアンケート調査、パブリックコメントなどに御意見をお寄せいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

愛南町長 中村 維伯

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の対象.....	3
4 計画の期間.....	3
5 計画の策定体制と策定の経緯.....	4
第2章 愛南町の子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 統計による愛南町の状況.....	5
2 愛南町子ども・子育て支援事業計画の実施状況.....	11
3 意識調査結果の概要.....	15
4 愛南町の現状からみえる課題.....	28
第3章 計画の基本理念と施策の展開	30
1 計画の基本理念.....	30
2 計画の基本的な視点.....	31
3 基本目標.....	31
4 施策体系.....	32
第4章 施策の推進方策	33
1 安心して産み、子育てができるための支援の充実.....	33
2 親子の健康の確保と成長の支援.....	36
3 仕事と子育てが両立できるライフスタイルへの支援.....	39
4 すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できる教育環境整備.....	40
5 不安を抱える子どもと家庭へのきめ細かな支援の推進.....	42
6 安全・安心なまちづくりの推進.....	44
7 本計画の成果指標.....	46
第5章 第3期愛南町子ども・子育て支援事業計画	47
1 教育・保育提供区域の設定.....	47
2 教育・保育の目標事業量、提供体制の確保方策等.....	47
3 幼児教育・保育無償化への対応.....	49
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保方策等.....	50
第6章 推進体制	60
1 住民や地域関係団体との協働.....	60
2 庁内の推進体制.....	60
3 計画の進捗状況の管理・評価.....	60

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

我が国においては、少子化の進行が続いており、1人の女性が産む子どもの数の指標となる合計特殊出生率は、令和5年に1.20となり、統計を取り始めて以降最も低くなったことが人口動態統計（厚生労働省）で示されました。また、結婚の件数においても、戦後最少となっており、少子化の進行は危機的な状況となっています。厚生労働省は「若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが少子化の傾向を反転できるかのラストチャンス」とし、少子化の要因となる、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさなどに必要な取組を加速させていきたいとしています。

このような背景の中、国では、令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月には、子ども政策を総合的に推進するため、こども大綱が閣議決定されました。こども大綱では、「すべての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」の実現を目指すこととしています。

近年、子どもたちを取り巻く環境は厳しさを増しており、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響もあり、特にひとり親世帯や多子世帯の経済面の問題は深刻となっています。経済的理由で進学をあきらめる子ども、貧困、孤立、虐待、ヤングケアラーなど、子どもたちに係る課題は多様かつ複雑化してきています。また、自分が置かれている状況に気づけていないため、社会的支援に繋がりにくいといった課題も現れています。

本町でも要保護児童、要支援児童は増加しており、特別支援学級や加配保育など、特別な配慮を要する子どもの数も増加傾向にありますが、支援に繋がりにくい環境の子どもも少なからず存在し、子どもの最善の利益とは何かを考えながら課題解決に取り組むことが求められています。

愛南町こども計画では、こども大綱の理念を基本とし、すべての子どもと若者のあらゆる権利が守られ、心身ともに健康で豊かな生活が保障され、健やかな成長と発達、そして自立が図られるよう、子ども・子育て施策を総合的に推進することを目的に策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 愛南町こども計画

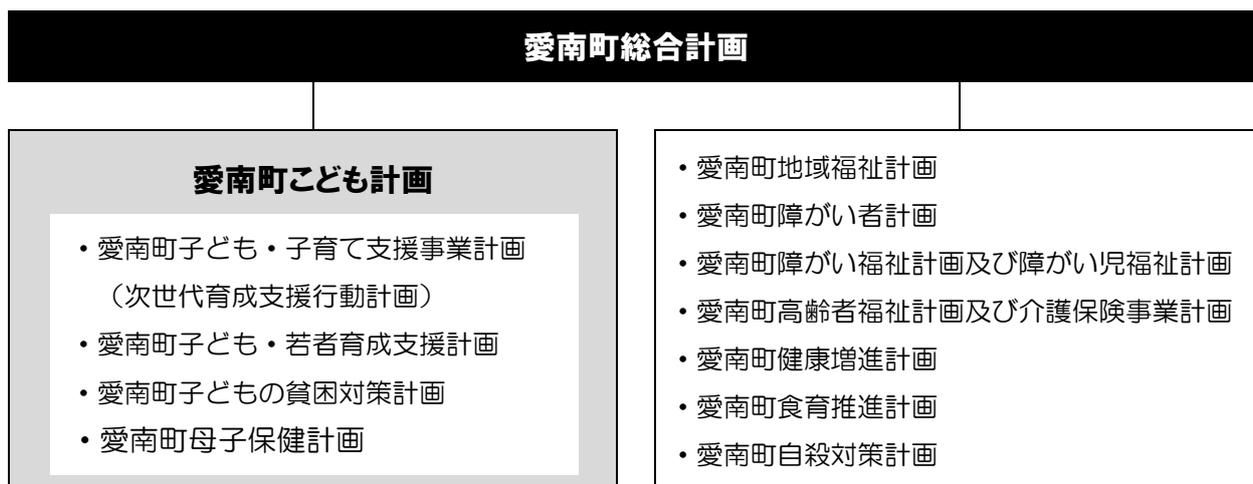
本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」として策定します。また、同条第5項の規定に基づき、以下の法定計画と一体となる計画とします。

- 愛南町子ども・子育て支援事業計画（※次世代育成支援行動計画を包含）
（子ども子育て支援法第61条）
- 愛南町子ども・若者育成支援計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）
- 愛南町子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条）
- 愛南町母子保健計画（厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」）

(2) 他の計画との関係

本計画は、「愛南町総合計画」を上位計画とし、社会全体で子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目のない支援を行うため、町の「地域福祉計画」を始めとする関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定します。

【他の計画との関係】



3 計画の対象

本計画では、子ども・若者及び妊娠初期、子育て家庭を対象とし、対象年齢を0歳から概ね29歳までとします。

また、本計画で「子ども（こども）」とは、こども基本法第2条の規定に基づき、「心身の発達の過程にある者」とします。

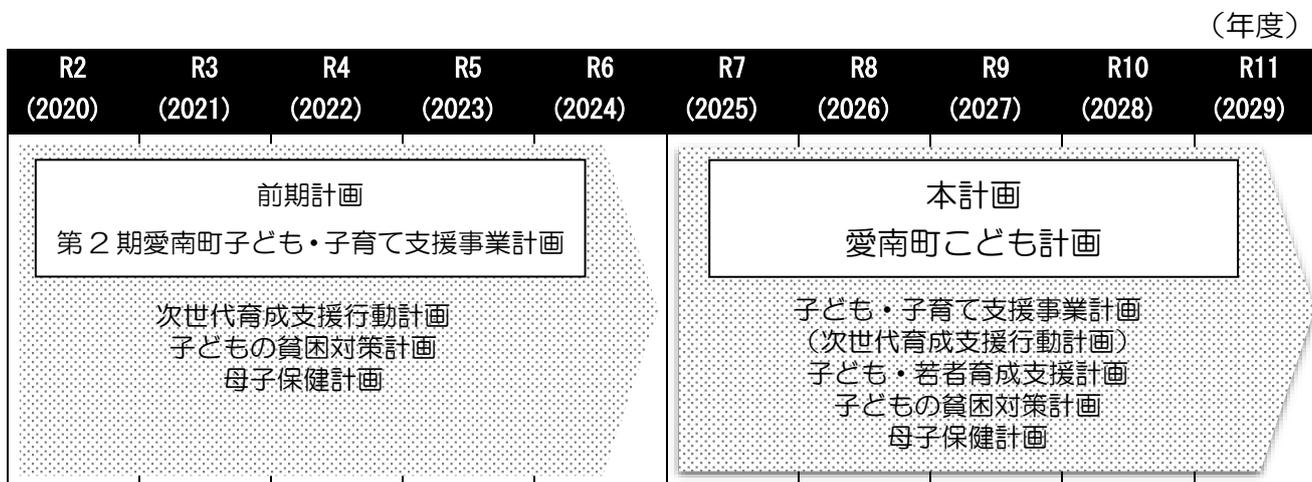
【子ども・若者のイメージ】

0歳～6歳	7歳～12歳	13歳～18歳	19歳～29歳	30歳～
幼児期	学童期	思春期	青年期・成人期	壮年期
子ども（こども）				
		若者		

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年を1期として策定します。

なお、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」は、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



5 計画の策定体制と策定の経緯

本計画は、保健福祉課子育て支援室が中心となり、庁内の子育て関係部署が連携を図るとともに、地域の関係団体・機関や町民の代表等により構成される「愛南町子ども・子育て会議」からご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

また、子ども・若者や保護者の意見を広く反映させるための基礎資料とするため、アンケート調査等を実施しました。

【子ども・子育て会議の開催】

(1) 第1回子ども子育て会議

○開催日：令和6年12月11日（水）18時～19時30分

○議題：愛南町こども計画についての提言

(2) 第2回子ども子育て会議

○開催日：令和7年2月6日（木）18時～19時00分

○議題：愛南町こども計画について

【アンケート調査の実施】

(1) 就学前児童保護者（愛南町在住の就学前児童がいる世帯対象）

○調査期間：令和6年8月13日～令和6年8月28日

(2) 小学1～6年生保護者（愛南町在住の小学1～6年生がいる世帯対象）

○調査期間：令和6年9月2日～令和6年9月25日

(3) 小学5～6年生・中学生（愛南町在住の小学5～6年生・中学生対象）

○調査期間：令和6年9月2日～令和6年9月25日

(4) 高校生～29歳の若者（愛南町に住民登録のある高校生年代～29歳の若者対象）

○調査期間：令和6年8月13日～令和6年8月28日

【パブリックコメントの実施】

本計画について、町民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、町民の意見反映を行いました。

第2章 愛南町の子ども・子育てを取り巻く現状

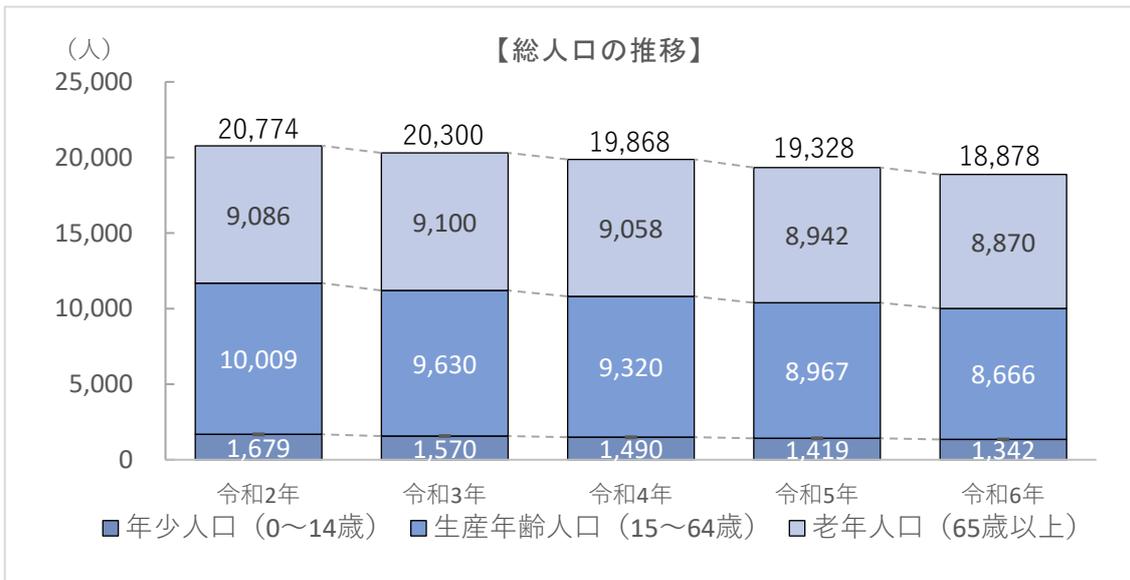
1 統計による愛南町の状況

(1) 人口の推移

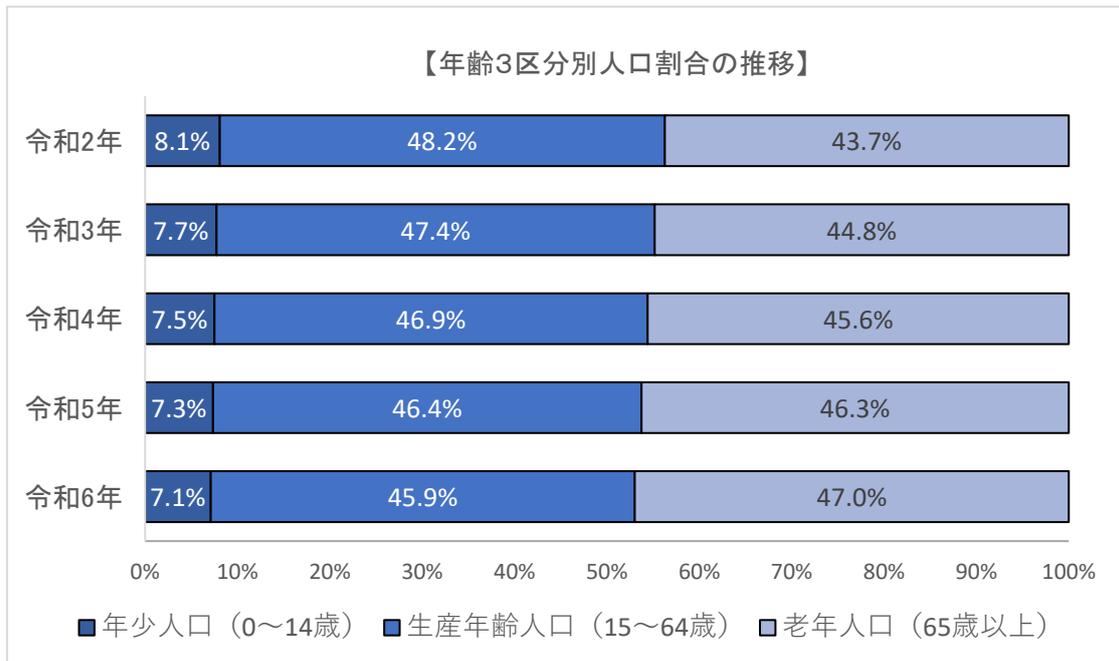
本町の人口は、年々減少しており、令和6年では18,878人となっています。

また、年齢3区分別人口割合をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向であるのに対し、老年人口は増加傾向にあり、令和6年に老年人口が生産年齢人口を上回りました。

■総人口及び年齢3区分別人口割合の推移



【資料】住民基本台帳（各年4月1日時点）



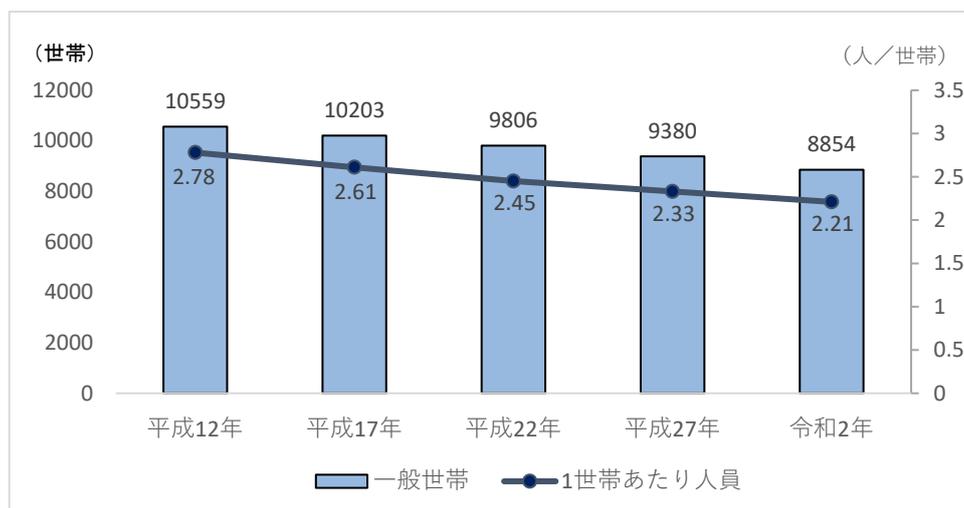
【資料】住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 世帯数の推移

[1] 世帯数・1世帯あたりの平均世帯人数の推移

本町の世帯数状況は、平成12年以降は減少が続いており、平成22年には一般世帯数が10,000世帯を下回り、令和2年では8,854世帯、1世帯あたりの人員が2.21人/世帯となっています。

■一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移

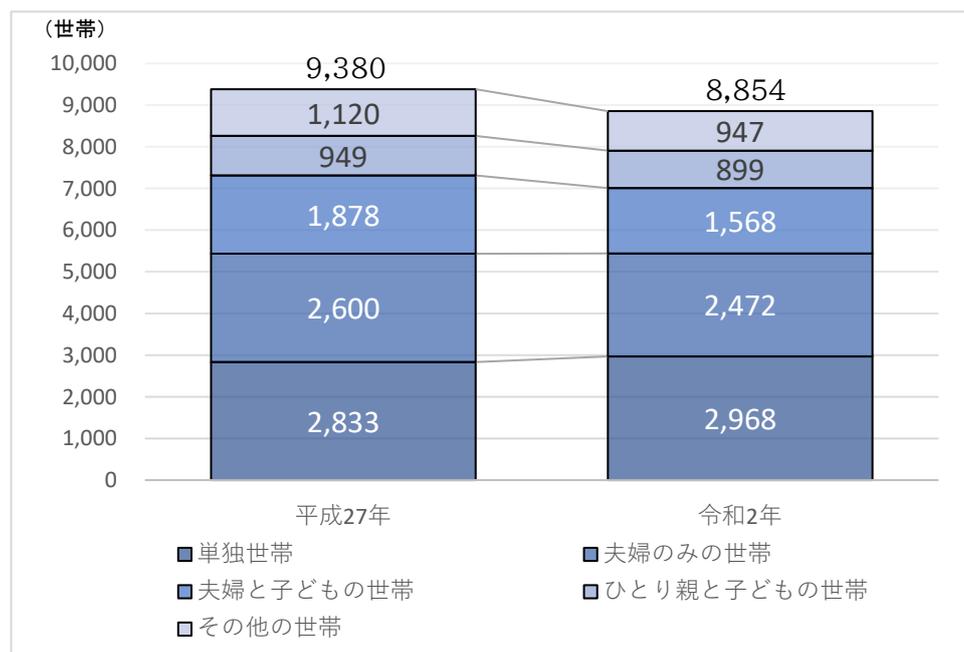


【資料】国勢調査

[2] 世帯構成の推移

世帯構成について平成27年と令和2年を比較してみると、世帯数が減っている中で、単独世帯が増えています。

■世帯構成の推移

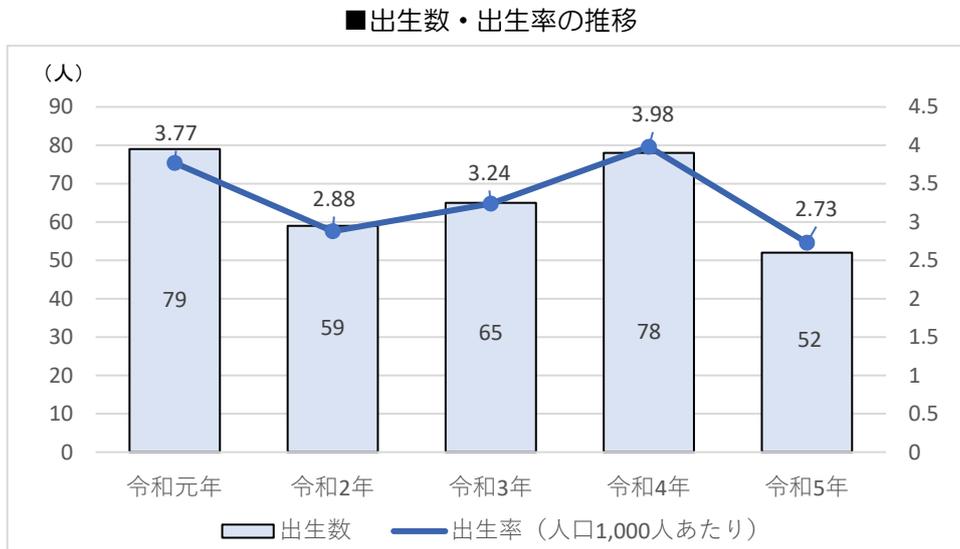


【資料】国勢調査

(3) 出生の動向

[1] 出生数・出生率の推移

本町の出生数の状況は、平成26年以降は減少が続いておりましたが、令和3年、令和4年に前年の出生数を上回りました。しかし、令和5年には令和2年を下回り52人となっています。また、出生率は令和5年で2.73人/千人となっています。



【資料】愛媛県「人口動態（市区町村別）統計」

[2] 合計特殊出生率・母親の年齢別出生率

本町の合計特殊出生率についてみると、平成30年～令和4年の平均では1.57となっています。また、母親の年齢別出生率では、20～24歳は国及び県の平均を大きく上回っています。一方で、30～44歳では国及び県の平均を下回っています。

■ 平均合計特殊出生率（平成30年～令和4年）

愛南町	愛媛県	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市
1.57	1.43	1.34	1.48	1.58	1.45	1.60	1.62	1.59	1.27	1.55
西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	全国
1.75	1.22	1.11	1.66	1.42	1.30	1.54	1.59	1.69	1.69	1.33

【資料】厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

■ 母親の年齢別出生率【女性人口千人対】（平成30年～令和4年）

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
愛南町	2.8	71.8	107.5	79.8	43.9	8.3	0.3
愛媛県	3.6	34.7	92.2	96.9	48.2	9.6	0.2
全国	2.5	22.7	74.5	97.6	55.4	12.0	0.3

【資料】厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

(4) 平均初婚年齢の推移

愛媛県の平均初婚年齢は概ね横ばいとなっており、全国平均よりは下回っているものの、晩婚化の状態が続いています。この結果は、愛南町でも同様の傾向があると考えられます。

■平均初婚年齢の推移

単位：歳

区分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
愛媛県	夫	30.2	30.4	30.1	30.1	30.4
	妻	28.8	29.1	28.8	29.0	29.1
全国	夫	31.1	31.2	31.0	31.0	31.1
	妻	29.4	29.6	29.4	29.5	29.7

【資料】厚生労働省「人口動態統計」

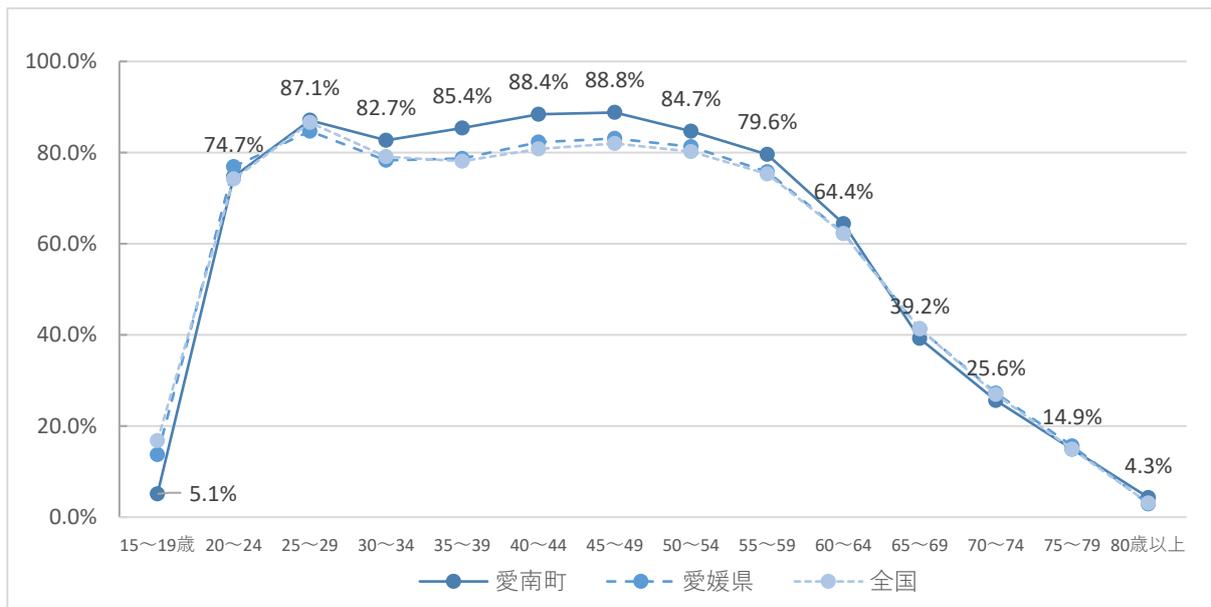
(5) 女性の労働状況

本町の女性の労働力率についてみると、25～64歳までの間、県及び全国平均を上回っています。年齢階層でみると、30～34歳で労働力率が低くなるM字カーブとなっており、概ね県及び全国と同様の曲線で推移しています。

■女性の年齢別労働力率

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
愛南町	5.1%	74.7%	87.1%	82.7%	85.4%	88.4%	88.8%
愛媛県	13.7%	76.9%	84.7%	78.3%	78.7%	82.3%	83.1%
全国	16.8%	74.2%	86.6%	79.1%	78.1%	80.8%	82.0%

	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
愛南町	84.7%	79.6%	64.4%	39.2%	25.6%	14.9%	4.3%
愛媛県	81.3%	75.8%	62.3%	41.3%	27.2%	15.6%	2.9%
全国	80.2%	75.3%	62.2%	41.3%	26.9%	14.9%	3.1%



【資料】令和2年国勢調査

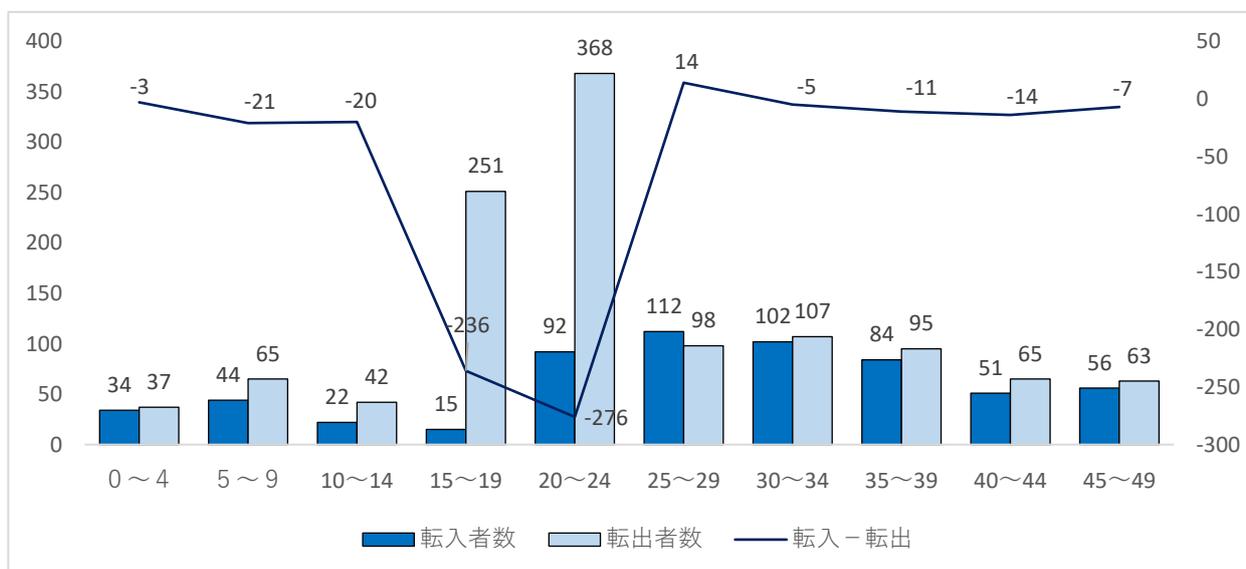
(6) 転入・転出の状況

50歳未満の本町への転入、転出の状況についてみると、25～29歳を除き、すべての世代で転出が転入を上回っており、特に15～19歳、20～24歳の転出者数が高くなっています。

■ 転入・転出の状況

単位:人

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
転入者数	34	44	22	15	92	112	102	84	51	56
転出者数	37	65	42	251	368	98	107	95	65	63
転入－転出	-3	-21	-20	-236	-276	14	-5	-11	-14	-7



【資料】令和2年国勢調査

(7) 将来推計人口

[1] 推計人口

本町の年齢3区分別人口推計を5年ごとに見てみると総人口は年々減少傾向にあり、令和12年は15,365人が見込まれますが、次年以降は15,000人を下回り、令和17年には13,380人になると予測されます。

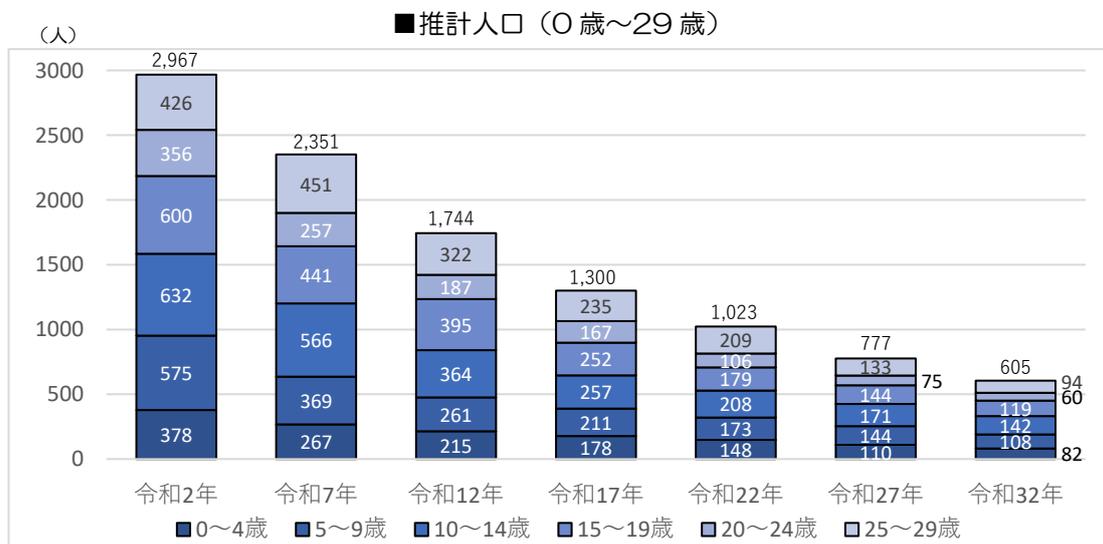
また、年少人口、生産年齢人口ともに減少傾向にあり、令和7年に生産年齢人口が老年人口を下回り、令和12年には老年人口が総人口の過半数を超えると推測されます。



【資料】 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

[2] 推計人口（子ども・若者）

本町の0歳~29歳の人口を5歳階級別でみると、すべての年齢階級が減少傾向にあり、令和17年には1,300人となり、令和2年の半数以下になると予測されます。



【資料】 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

2 愛南町子ども・子育て支援事業計画の実施状況

「第2期愛南町子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育事業の実施状況は以下のとおりです。

事業内容については「第5章 第3期愛南町子ども・子育て支援事業計画」に掲載しています。

(1) 幼児期の教育・保育事業

■実績(3月31日基準)

単位:人

実施時期		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度(見込)		
区分 1号…教育、2・3号…保育		1号 3-5歳	2号 3-5歳	3号 0-2歳												
①量の実績(必要利用定員総数)		26	268	172	20	250	152	17	226	141	12	224	149	11	190	145
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	45	338	232	45	320	220	45	320	220	45	320	220	45	320	220
	地域型保育事業	/	/	0	/	/	0	/	/	0	/	/	0	/	/	0
	企業主導型保育施設の地域枠	/	0	0	/	0	0	/	0	0	/	0	0	/	0	0
②-①		19	70	60	25	70	68	28	94	79	33	96	71	34	130	75

■計画(3月31日基準)

単位:人

実施時期		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度(見込)		
区分 1号…教育、2・3号…保育		1号 3-5歳	2号 3-5歳	3号 0-2歳												
①量の見込み(必要利用定員総数)		27	291	149	24	259	137	22	239	128	21	228	119	19	209	112
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	45	338	232	45	338	232	45	338	232	45	338	232	45	338	232
	地域型保育事業	/	/	0	/	/	0	/	/	0	/	/	0	/	/	0
	企業主導型保育施設の地域枠	/	0	0	/	0	0	/	0	0	/	0	0	/	0	0
②-①		18	47	83	21	79	95	23	99	104	24	110	113	26	129	120

(2) 地域子ども・子育て支援事業

[1] 延長保育事業

単位：人

実施時期	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間実利用人数)	68	74	69	66	66	89	80	75	70	65
②確保の内容(※保育短時間認定者含む)						89	80	75	70	65

[2] 放課後児童クラブ(放課後健全育成事業)

単位：人

実施時期		実績					計画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (4月1日基準)	小学1年生	45	39	38	23	37	65	64	57	51	45
	小学2年生	48	37	36	38	24	38	37	33	29	26
	小学3年生	27	34	22	29	36	26	26	23	20	18
	小学4年生	1	0	3	0	2	24	23	24	23	23
	小学5年生	0	1	0	1	0	27	26	28	27	26
	小学6年生	0	0	1	0	1	26	25	27	26	25
	合計	121	111	100	91	100	206	201	192	176	163
②確保の内容	小学1年生～3年生						110	110	110	110	110
	小学4年生～6年生						0	0	0	0	0
	合計						110	110	110	110	110

[3] 子育て短期支援事業

単位：人

実施時期		実績					計画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)						0	0	0	0	0	
②確保の内容						0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	

[4] 地域子育て支援拠点事業

単位：人

実施時期		実績					計画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)		4,912	3,694	5,245	6,637	6,101	3,971	3,650	3,413	3,177	2,991
②確保の内容						4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	

[5] 一時預かり事業

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

単位：人

実施時期		実績					計画				
		令和2年度	令和3年度	令和3年度	令和5年度	令和6年度(見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	幼稚園在園者 (1号認定)3～5歳	2,278	1,519	1,369	1,070	1,066	1,646	1,469	1,351	1,290	1,185
	幼稚園在園者 (2号認定)3～5歳						1,625	1,449	1,334	1,273	1,169
	計						3,271	2,918	2,685	2,563	2,354
②確保の内容							6,480	5,760	5,280	5,040	4,560

■保育所等における一時預かり（一時保育）

単位：人

実施時期		実績					計画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	上記以外の 0～5歳	781	565	531	892	659	1,038	944	877	824	769
②確保の内容							3,456	3,456	3,456	3,456	3,456

[6] 病児・病後児保育事業

単位：人

実施時期		実績					計画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)		293	392	295	687	692	623	563	522	492	458
②確保の内容							1,056	1,056	1,056	1,056	1,056

[7] ファミリー・サポート・センター事業

単位：人

実施時期		実績					計画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)							0	0	0	0	0
②確保の内容							0	0	0	0	0

[8] 妊婦健診事業

単位: 人

実施時期	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間実利用人数)	687	765	657	669	650	942	887	845	791	738
②確保の内容						942	887	845	791	738

[9] 乳児家庭全戸訪問事業

単位: 人

実施時期	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間実利用人数)	55	69	64	53	60	84	79	75	71	66
②確保の内容						84	79	75	71	66

[10] 養育支援訪問事業

単位: 人

実施時期	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間実利用人数)	39	70	84	86	86	29	27	26	24	22
②確保の内容						29	27	26	24	22

[11] 利用者支援事業

単位: か所

実施時期		実績					計画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	基本型・特定型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②確保の内容							1	1	1	1	1

3 意識調査結果の概要

(1) 調査の目的

「愛南町こども計画（令和7～11年度）」の策定を進めるにあたり、子育て世帯の生活実態や保育ニーズ、また、子育て支援サービス等の利用意向などを把握することを目的に、町内に在住する子ども・若者及び保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の概要

○就学前児童の保護者

調査対象：愛南町在住の就学前児童がいる世帯

調査期間：令和6年8月13日～令和6年8月28日

調査方法：保育施設を通じての配布・回収

○小学1～6年生の保護者

調査対象：愛南町在住の小学1～6年生がいる世帯

調査期間：令和6年9月2日～令和6年9月25日

調査方法：学校配布・回収

○小学5～6年生・中学生

調査対象：愛南町在住の小学5～6年生・中学生

調査期間：令和6年9月2日～令和6年9月25日

調査方法：学校配布・回収、郵送配布・回収

○高校生～29歳の若者

調査対象：愛南町在住の高校生年代～29歳の若者

調査期間：令和6年8月13日～令和6年8月28日

調査方法：郵送配布・回収

調査票	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	284件	200件	70.4%
小学1～6年生保護者	453件	352件	77.7%
小学5～6年生・中学生	575件	529件	92.0%
高校生～29歳の若者	1,570件	423件	26.9%

※アンケートの全結果は、愛南町ホームページに掲載します。

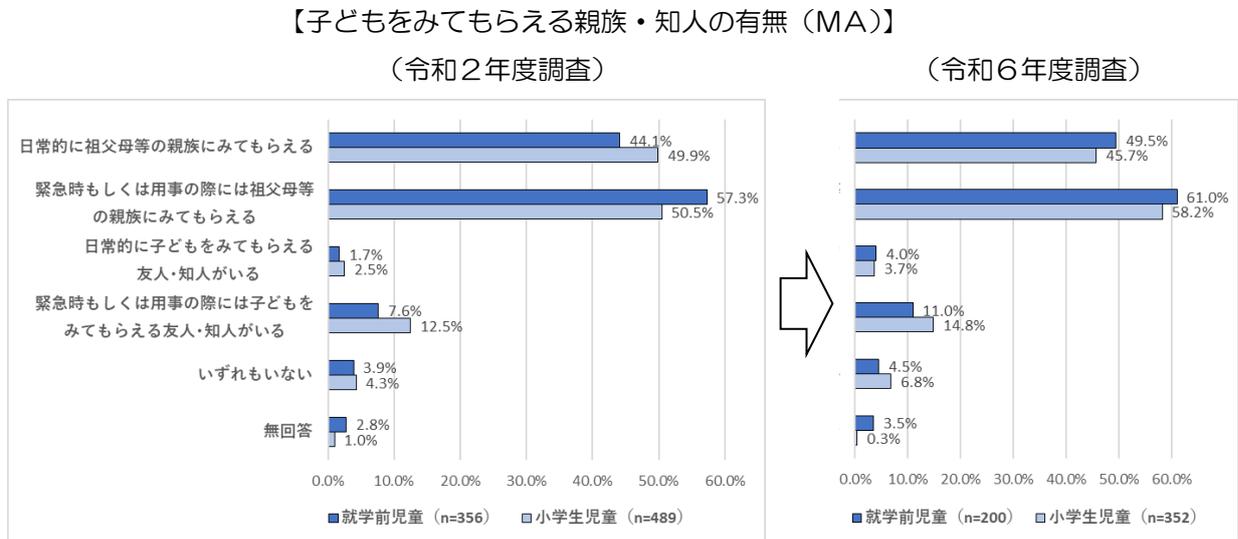


(3) 調査結果概要

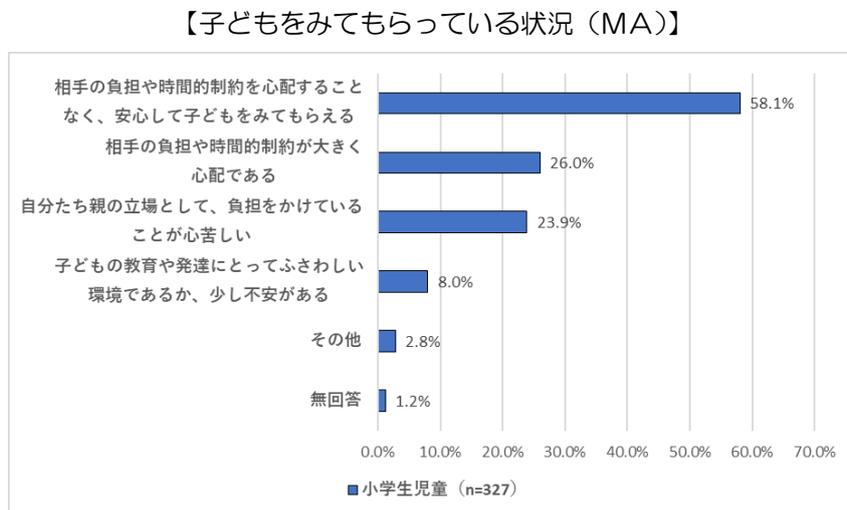
[1] から [9] にある「就学前児童」、「小学生児童」は、それぞれ保護者が回答したものです。また、単一回答を「SA」、複数回答を「MA」、データの数（回答数）を「n」と表記しています。

[1] 子どもをみてもらえる親族・知人について

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童 61.0%、小学生児童 58.2%とそれぞれ最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童 49.5%、小学生児童 45.7%で多くなっており、前回のアンケート調査と同様の傾向となっています。



小学生児童の保護者の親族や知人に子どもをみてもらっている状況については、「相手の負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が 58.1%と最も多く、次いで「相手の負担や時間的制約が大きく心配である」が 26.0%、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が 23.9%となっています。

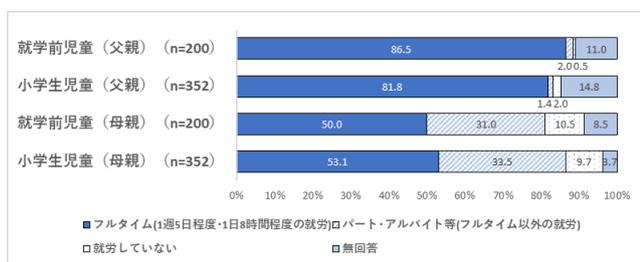


【2】保護者の就労状況と育休取得について

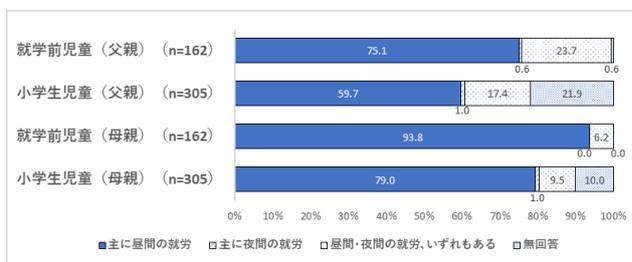
就労状況は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が、父親で就学前児童 86.5%、小学生児童 81.8%、母親で就学前児童 50.0%、小学生児童 53.1%とそれぞれ最も多くなっています。「パートタイム、アルバイト等（フルタイム以外の就労）」も含めると父親で就学前児童が 88.5%、小学生児童で 83.2%、母親で就学前児童が 81.0%、小学生児童で 86.6%が何らかの就労を行っています。

父親の普段の就労時間帯は、「主に昼間の就労」が就学前児童 75.1%、小学生児童 59.7%とそれぞれ最も多く、次いで「昼間・夜間の就労、いずれもある」が就学前児童 23.7%、小学生児童 17.4%となっています。母親の普段の就労時間帯は、「主に昼間の就労」が就学前児童 93.8%、小学生児童 79.0%となっており、就学前児童では「主に夜間の就労」は 0.0%となっています。

【保護者の就労状況（SA）】



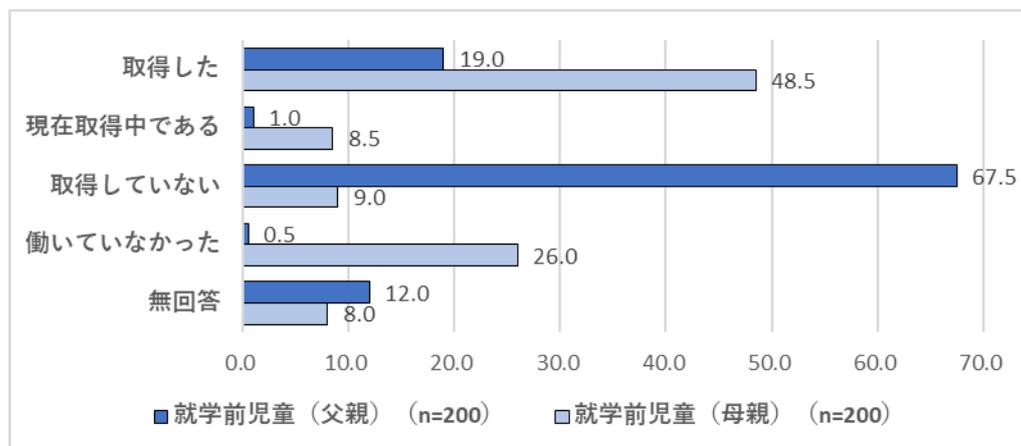
【保護者の普段の就労時間帯（SA）】



父親の育児休業取得の有無は、「取得していない」が 67.5%と最も多く、次いで「取得した」が 19.0%、「現在取得中である」が 1.0%となっています。

母親の育児休業取得の有無は、「取得した」が 48.5%と最も多く、次いで「働いていなかった」が 26.0%、「取得していない」が 9.0%となっています。

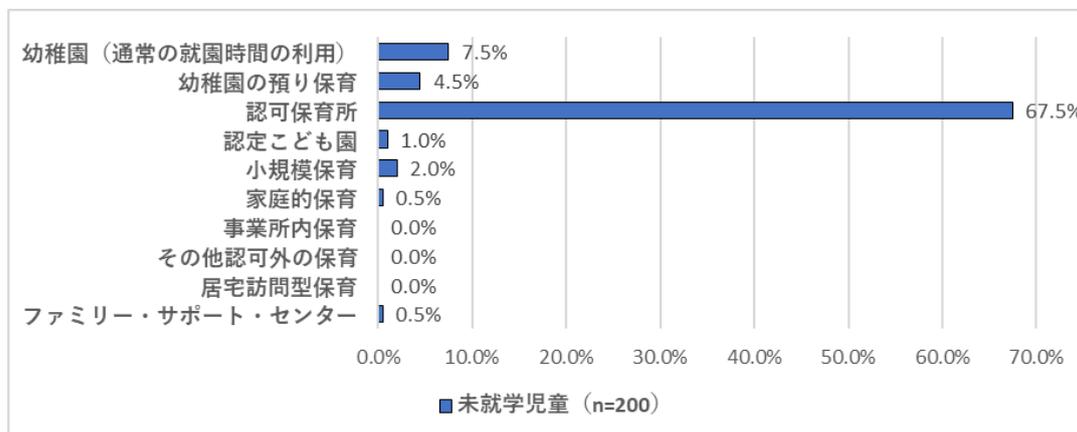
【育休の取得状況（SA）】



[3] 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

現在利用している定期的な教育・保育施設等は、「認可保育所」が67.5%と最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が7.5%、「幼稚園の預かり保育」が4.5%となっています。

【現在の利用状況（MA）】

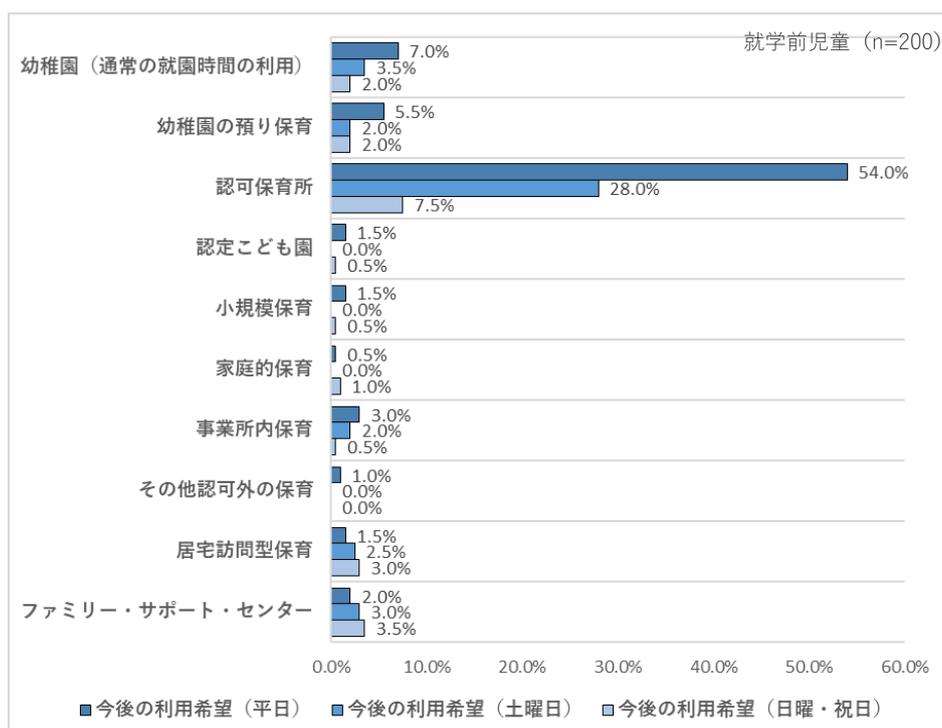


今後の利用希望について、平日は、「認可保育所」が54.0%と最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が7.0%、「幼稚園の預かり保育」が5.5%となっています。

土曜日は、「認可保育所」が28.0%と最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が3.5%、「ファミリー・サポート・センター」が3.0%となっています。

日曜・祝日は、「認可保育所」が7.5%と最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が3.5%、「居宅訪問型保育」が3.0%となっています。

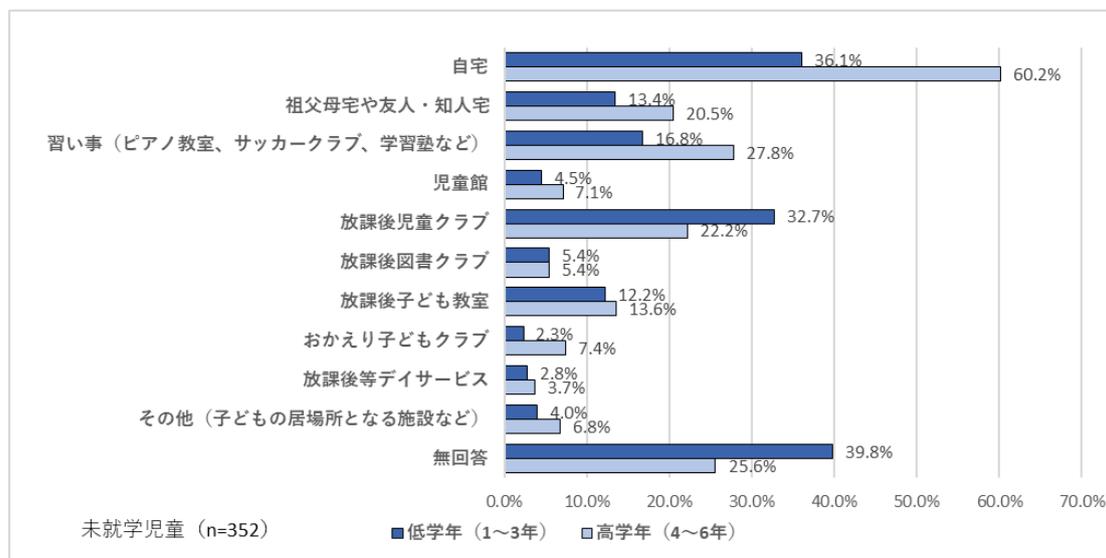
【今後の利用希望（MA）】



[4] 放課後の過ごし方について

放課後の時間を過ごさせたい場所は、「低学年(1～3年生)」については、「自宅」が36.1%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が32.7%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が16.8%となっています。「高学年(4～6年生)」については、「自宅」が60.2%と最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が27.8%、「放課後児童クラブ」が22.2%となっています。

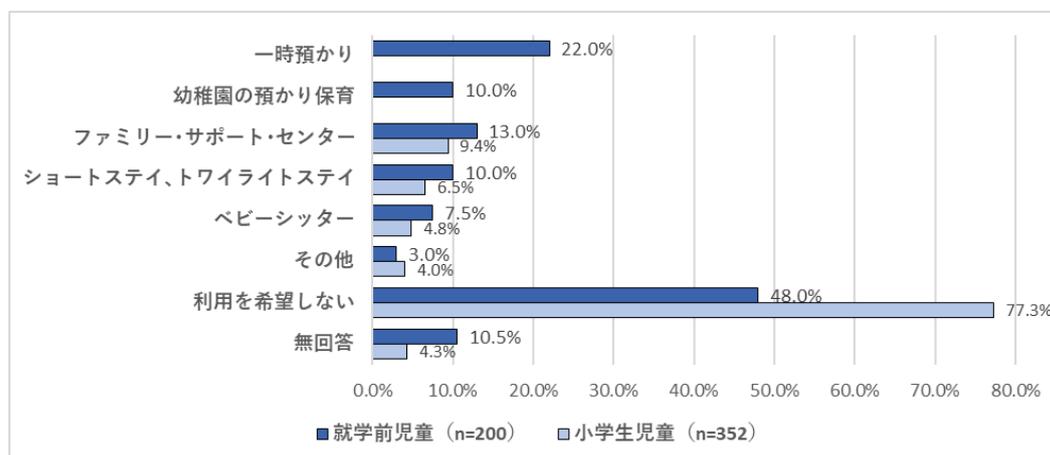
【放課後の時間を過ごさせたい居場所 (MA)】



[5] 不定期な教育・保育の利用状況について

「不定期に利用している、又は利用したい事業」は、就学前児童、小学生児童ともに「利用を希望しない」がそれぞれ48.0%、77.3%で最も多くなっています。就学前児童については、次いで「一時預かり」が22.0%、「ファミリー・サポート・センター」が13.0%、小学生児童については、次いで「ファミリー・サポート・センター」が9.4%、「ショートステイ、トワイライトステイ」が6.5%となっています。

【不定期に利用している、又は利用したい事業 (MA)】

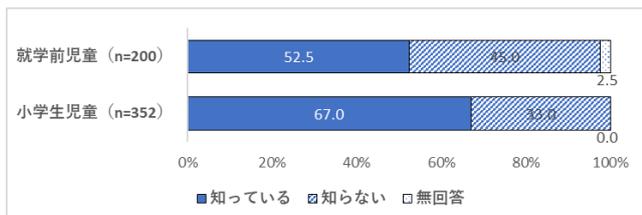


【6】病気や病後の際の対応について

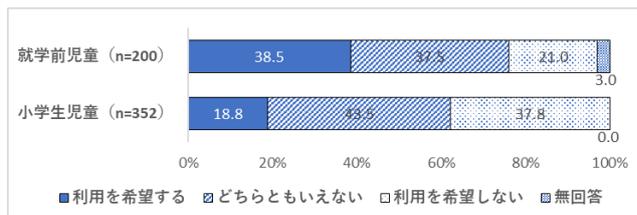
県内全域の病児・病後児保育を利用できることの認知度は、「知っている」が就学前児童で52.5%、小学生児童で67.0%、「知らない」が就学前児童で45.0%、小学生児童で33.0%となっています。

利用希望については、就学前児童で「利用を希望する」が38.5%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が37.5%、「利用を希望しない」が21.0%、小学生児童では、「どちらともいえない」が43.5%と最も多く、次いで「利用を希望しない」が37.8%、「利用を希望する」が18.8%となっています。

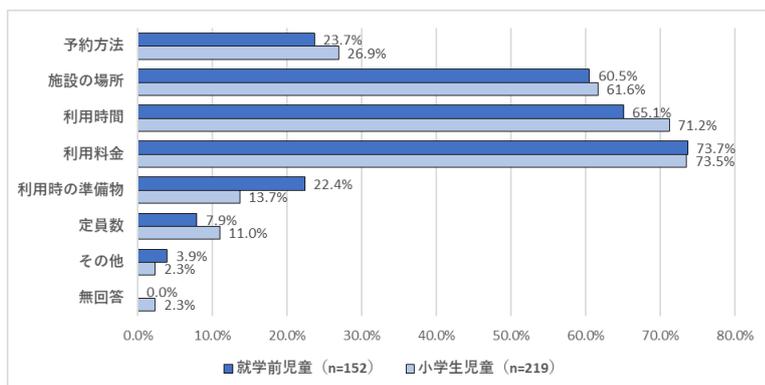
【県内全域の病児・病後児保育を利用できる認知度（SA）】



【病児・病後児保育の利用希望（SA）】



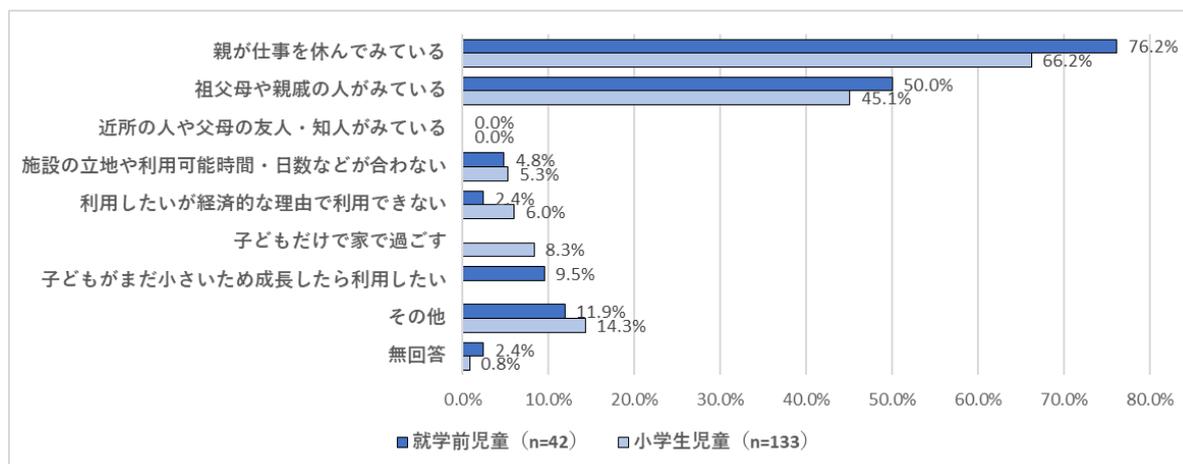
【病児・病後児保育を利用される時に重視する項目（MA）】



「利用を希望する」または「どちらともいえない」と回答した保護者が、病児・病後児保育で重視する項目は、「利用料金」が就学前児童で73.7%、小学生児童で73.5%とそれぞれ最も多く、次いで就学前児童、小学生児童ともに「利用時間」、「施設の場所」となっています。

「利用を希望しない」と回答した保護者が、病児・病後児保育施設を利用したいと思わない理由は、「親が仕事を休んでみている」が就学前児童で76.2%、小学生児童で66.2%とそれぞれ最も多く、次いで就学前児童、小学生児童ともに「祖父母や親戚の人がみている」、「その他」となっています。

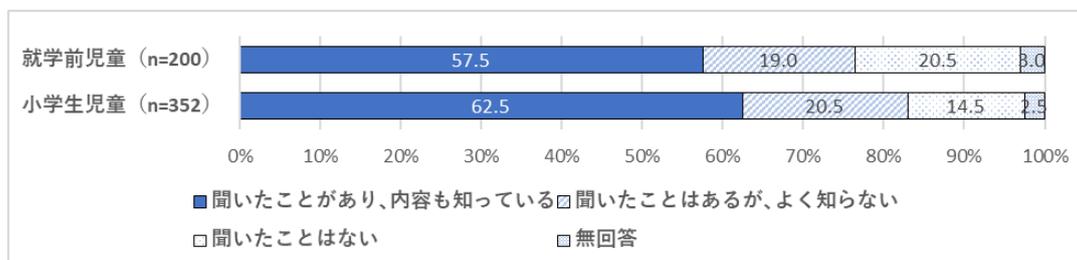
【病児・病後児保育の利用を希望しない理由（MA）】



[7] ヤングケアラーについて

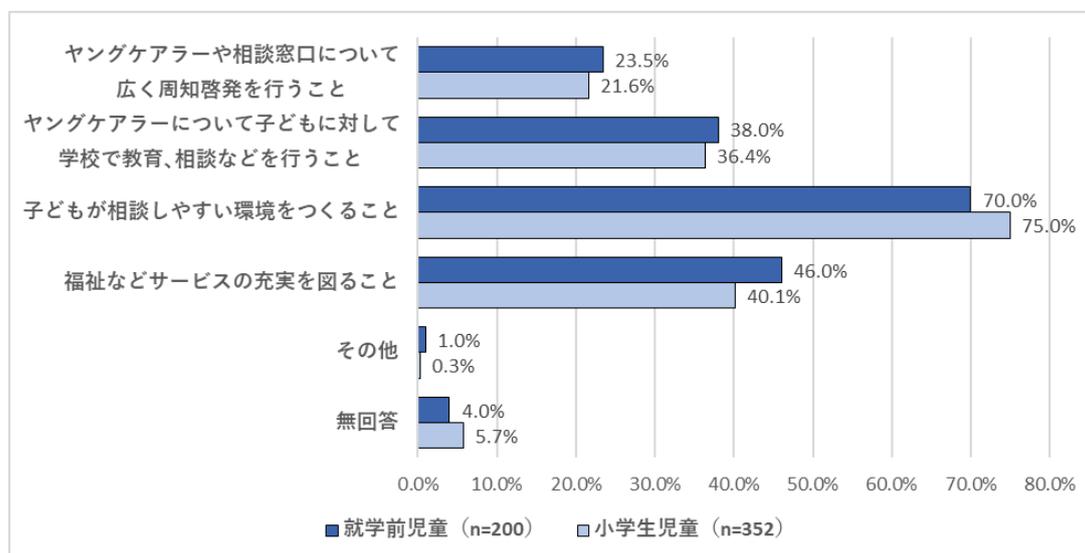
ヤングケアラーの認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が就学前児童 57.5%、小学生児童 62.5%と最も多く、「聞いたことはない」は、就学前児童 20.5%、小学生児童 14.5%となっています。

【ヤングケアラーの認知度（SA）】



ヤングケアラーへの必要な支援は、「子どもが相談しやすい環境をつくること」が就学前児童 70.0%、小学生児童 75.0%とそれぞれ最も多く、次いで「福祉などサービスの充実を図ること」が就学前児童 46.0%、小学生児童 40.1%、「ヤングケアラーについて子どもに対して学校で教育、相談などを行うこと」が就学前児童 38.0%、小学生児童 36.4%となっています。

【ヤングケアラーへの支援として必要と思うこと（MA）】

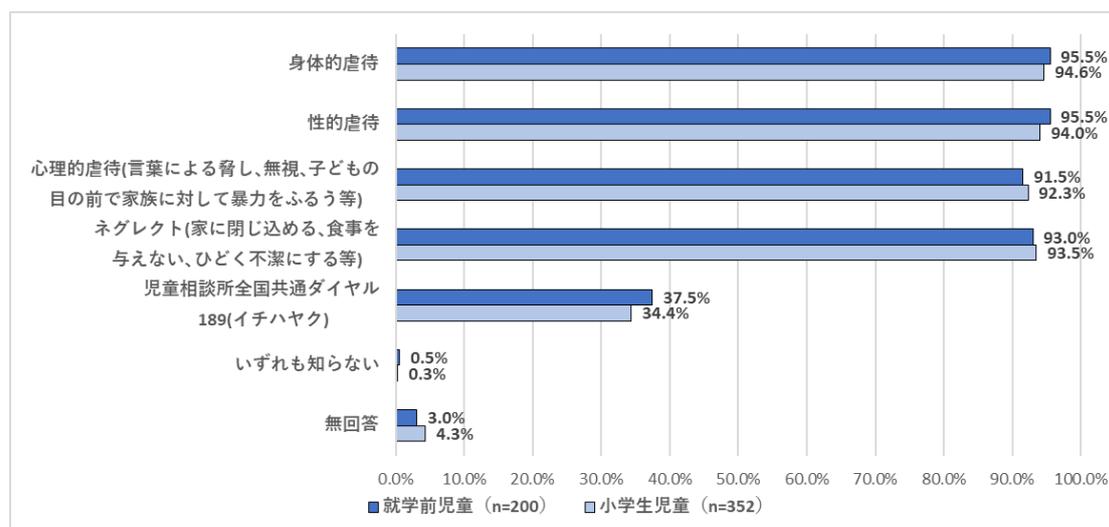


【8】児童虐待について

児童虐待について知っていることは、就学前児童、小学生児童ともに「身体的虐待」がそれぞれ95.5%、94.6%と高くなっています。「性的虐待」、「ネグレクト（家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする等）」、「心理的虐待（言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう等）」すべて90%以上となっていますが、その中では心理的虐待がやや認知度が低くなっています。

「児童相談所全国共通ダイヤル 189(イチハヤク)」は、就学前児童37.5%、小学生児童34.4%となっています。

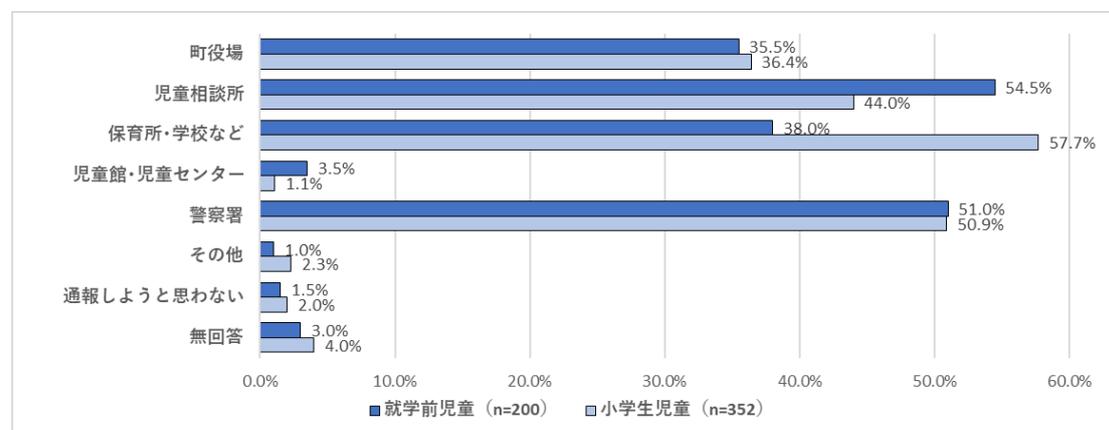
【児童虐待について知っていることは何か（MA）】



就学前児童の児童虐待を見聞きした場合の通報場所は、「児童相談所」が54.5%と最も多く、次いで「警察署」が51.0%、「保育所・学校など」が38.0%となっています。

小学生児童の児童虐待を見聞きした場合の通報場所は、「学校・保育所」が57.7%と最も多く、次いで「警察署」が50.9%、「児童相談所」が44.0%となっています。

【児童虐待を見聞きした場合の通報先（MA）】

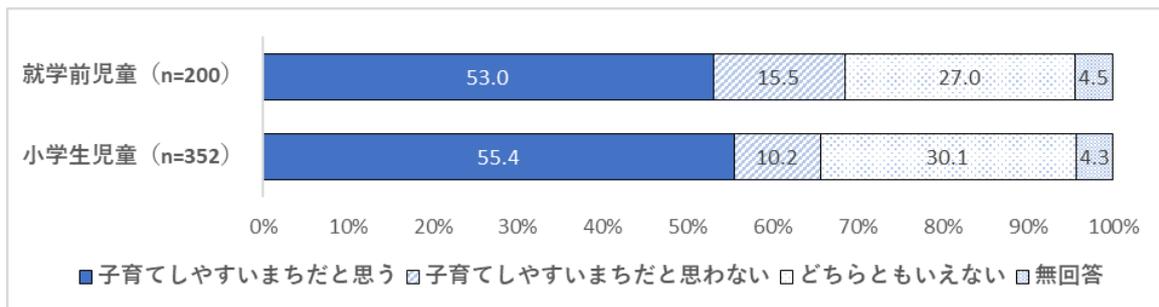


【9】愛南町について

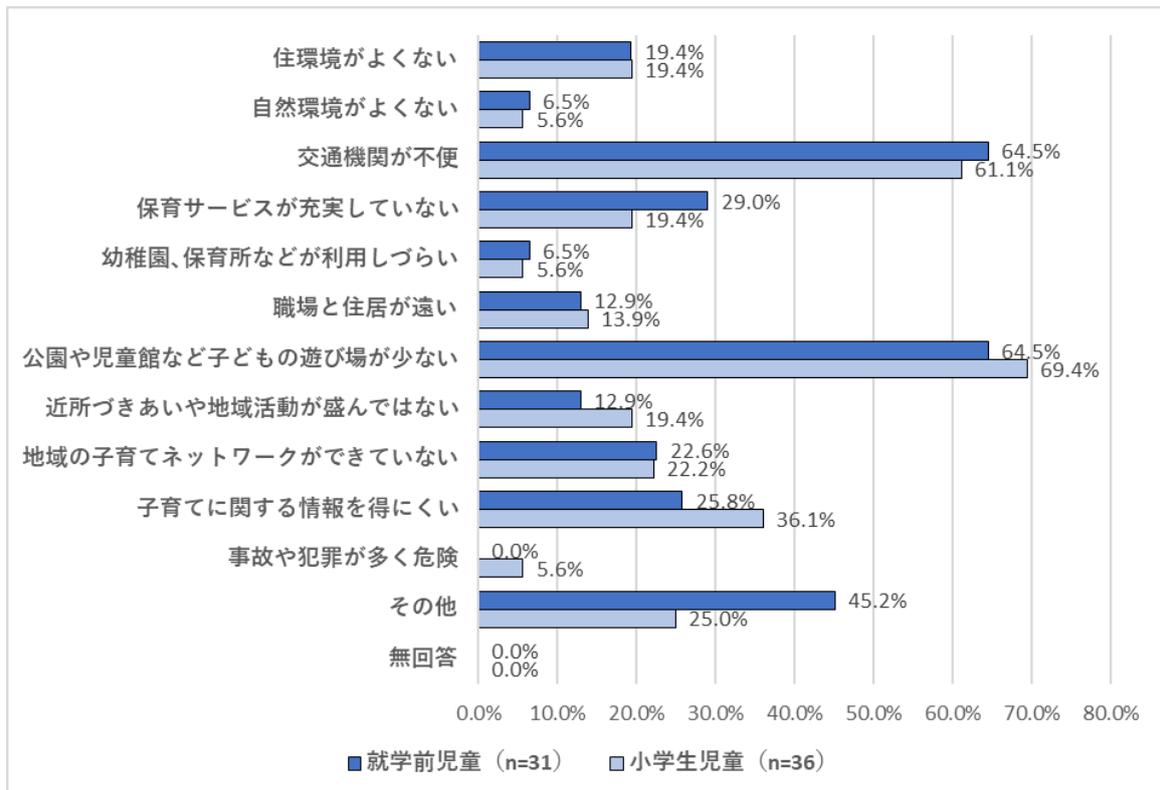
愛南町は子育てしやすいまちだと思うかは、「子育てしやすいまちだと思う」が就学前児童 53.0%、小学生児童 55.4%とそれぞれ最も多く、「子育てしやすいまちだと思わない」は就学前児童 15.5%、小学生児童 10.2%となっています。

子育てしやすいまちだと思わない理由は、就学前児童、小学生児童ともに「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」がそれぞれ 64.5%、69.4%、「交通機関が不便」がそれぞれ 64.5%、61.1%と高くなっています。

【愛南町は子育てしやすいまちだと思うか（SA）】



【子育てしやすいまちだと思わない理由は（MA）】

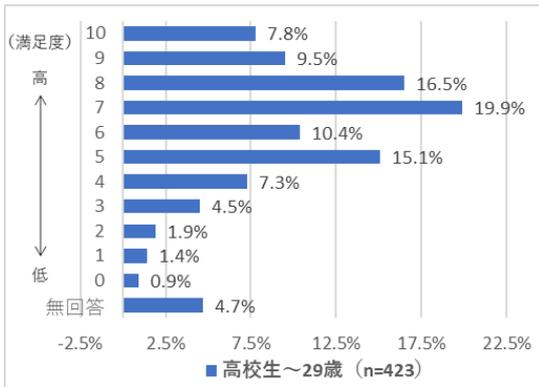


[10] 高校生～29歳の若者の意識調査結果について

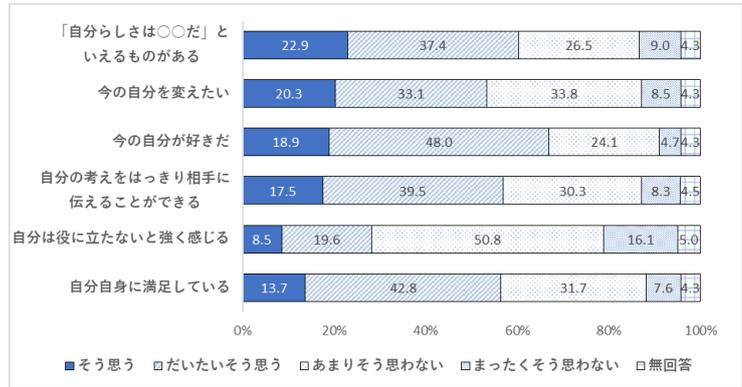
暮らしや生活の満足度は、「7」が19.9%と最も多く、次いで「8」が16.5%と高くなっています。

自分自身について思っていることは、「そう思う」としては、「自分らしさは〇〇だ」といえるものがある」が22.9%と最も多く、次いで「今の自分を変えたい」が20.3%、「今の自分が好きだ」が18.9%となっています。「まったくそう思わない」としては、「自分は役に立たないと強く感じる」が16.1%と最も多く、次いで「自分らしさは〇〇だ」といえるものがある」が9.0%、「今の自分を変えたい」が8.5%となっています。

【暮らしや生活の満足度 (SA)】



【自分自身について思っていること (MA)】

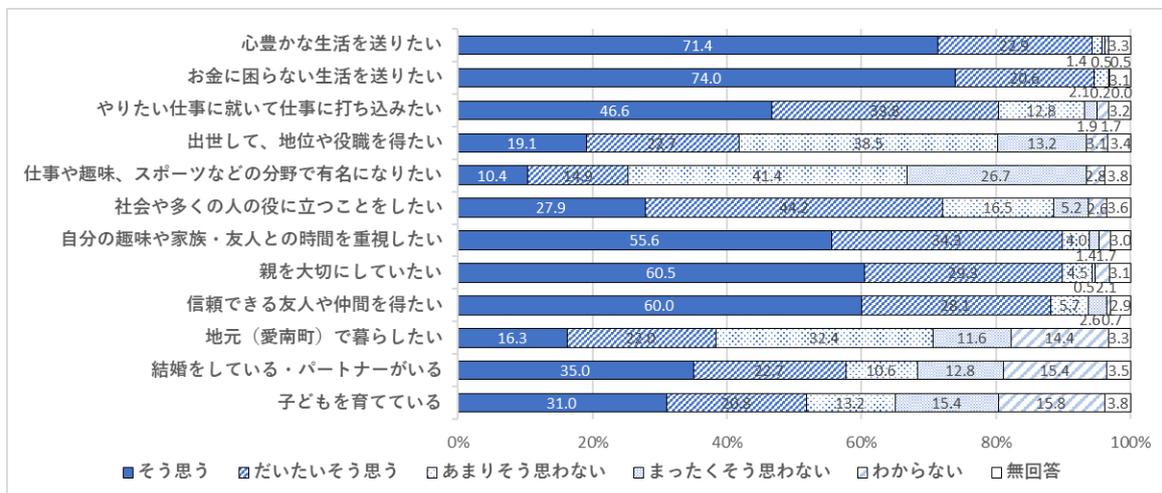


20年後の理想の自分は、「そう思う」としては、「お金に困らない生活を送りたい」が74.0%と最も多く、次いで「心豊かな生活を送りたい」が71.4%、「親を大切にしていきたい」が60.5%となっています。

「まったくそう思わない」としては、「仕事や趣味、スポーツなどの分野で有名になりたい」が26.7%と最も多く、次いで「子どもを育てている」が15.4%、「出世して、地位や役職を得たい」が13.2%となっています。

「わからない」としては、「子どもを育てている」が15.8%、「結婚をしている・パートナーがいる」が15.4%、「地元（愛南町）で暮らしたい」が14.4%と多くなっています。

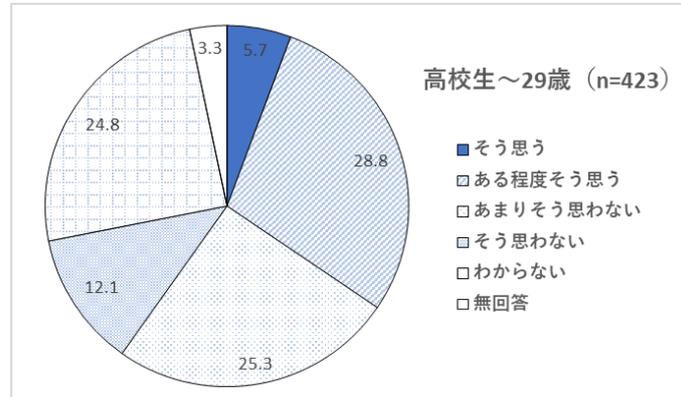
【20年後の理想の自分 (SA)】



【11】子どもの意見の反映について

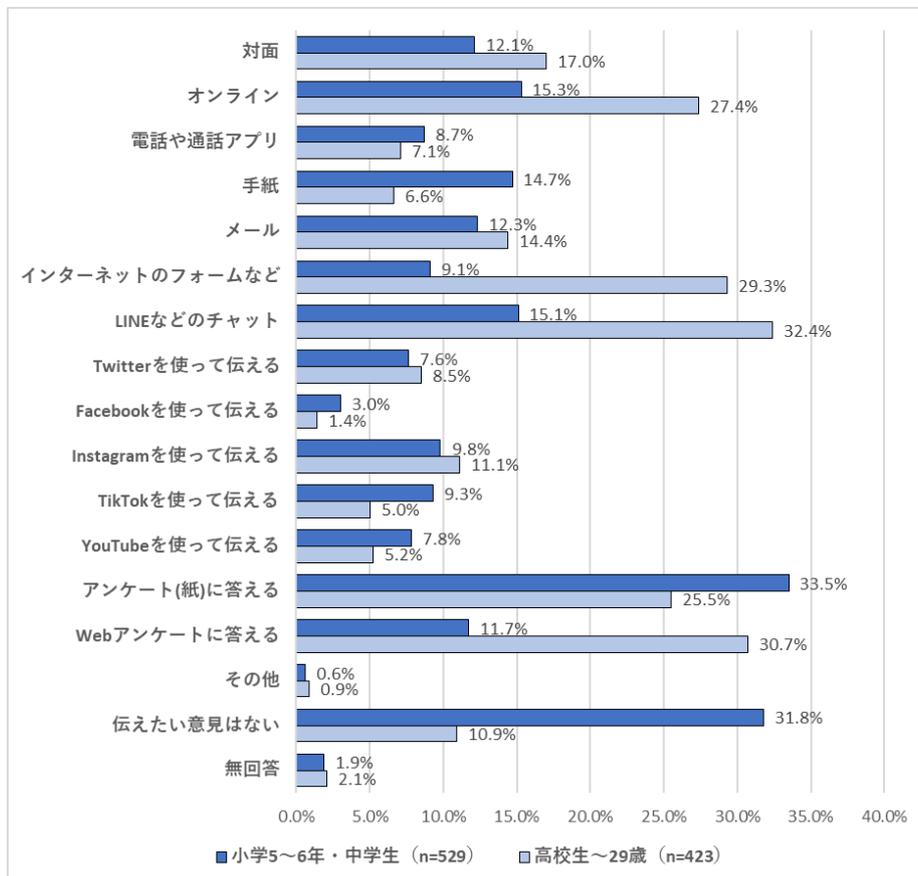
愛南町は子どもや若者の意見を取り入れていると思うかは、「ある程度そう思う」が28.8%と最も多く、次いで「あまりそう思わない」が25.3%、「わからない」が24.8%となっています。

【町が子どもや若者の意見を取り入れていると思うか（SA）】



国や自治体に対して意見を伝えやすい方法や手段は、高校生から29歳の若者では、「LINEなどのチャット」が32.4%と最も多く、次いで「Webアンケートに答える」が30.7%、「インターネットのフォームなど」が29.3%となっています。小学5～6年生・中学生では、「アンケート（紙）に答える」が33.5%と最も多く、次いで「伝えたい意見はない」が31.8%、「オンライン」が15.3%となっています。

【国や自治体に対して意見を伝えやすいと思う方法や手段（MA）】



【12】自由意見まとめ

○就学前児童の保護者

近年の猛暑の関係もあり、屋内で気軽に遊べたり体を動かしたりできる場所への要望の声が多く、また、城辺・一本松地域にも御荘夢創造館のような場所が欲しい、靴を脱いで裸足で遊べるようにしてほしいなど、児童館に対する声が寄せられています。幼児と一緒に安全に遊べる居場所を屋内に求めている傾向が強く感じられます。子育て支援サービスについては、以前に比べて充実しているとの回答がある一方で、おむつ券の枚数を増やしてほしい、未満児の保育料無償化、病児保育の保護者負担軽減などの声もあげられています。

その他、病児保育の受け入れ時間を早めてほしい、小児科の救急時間が短い、町内に産婦人科がないなどの意見があり、医療体制面の充実を求めていることもうかがえます。

○小学生児童の保護者

全体的な意見としては、放課後と長期休暇中の居場所についての要望が多く寄せられました。特に放課後児童クラブの4年生以降利用と夏休み中の居場所づくりについては意見が多く、また、学校休校日の放課後児童クラブの受け入れ時間を保育所と一緒にしてほしいなどの意見もあり、就労支援のための子どもの居場所づくりへのニーズが高くなっています。

また、子どもが安心して過ごせる場所として、公園や図書館に対する意見も寄せられました。公園については、草刈りやトイレの衛生面などの意見もありましたが、特に城辺地域については、御荘夢創造館のような児童館もなく、また、松軒山、一本松フレッシュゾーンといった遊具のある公園だけでなく、校区内にも子どもたちが安心して遊ぶことのできる公園がないということが指摘されています。図書館については、児童館と同様に天候に左右されず子どもたちが安心して過ごすことができ、学びにもつながることに期待をしているようです。

その他、内海・一本松・西海地域では、一時保育や0歳児保育、また、ファミリーサポートや送迎サポートなど、保育所だけでなく幼児の預け先や保護者の急用などに気軽に利用できるサービスへの要望もあり、町内の子育て支援サービスへの距離的な困難さが保護者の負担になっていることがうかがえます。

○小学5～6年生・中学生

アンケート回答では、公園 29 人、遊ぶ場所・施設 39 人、図書館 11 人の意見が寄せられました。友達と気軽に集え、遊べる居場所を求めていることが分かります。その他、デパートや大型スーパーなどの商業施設や遊園地が欲しいなどの意見やお祭りに関する意見もあり、愛南町で楽しめる場所を求めているようです。

その他、高速道路や電車などの交通関係や地震・津波などの災害対策や安全面などに関する意見や校則や部活動、体育館へのエアコン設置など学校に関する意見も寄せられています。

○高校生から 29 歳の若者

高校生年代からは、図書館、自習室やフリースペースが欲しいといった意見が寄せられています。自習室への要望が濃く見られ、放課後の居場所が不足していることがうかがえます。また、卒業後の帰省についてや高速道路、商業施設など、町の魅力についての意見も寄せられています。

20歳以降の意見では、遊べる場所、若者の交流施設、図書館などの居場所づくりから産婦人科、働く場所、1人暮らしの家、子育て支援制度など多岐にわたっています。子育てにかかる費用の助成、学費免除や高齢者だけでなく次世代を担う子どもへお金を投じてほしいなど、未来への建設的な意見がある一方で、大人になって愛南町の住みにくさが分かった、高齢者ばかりの施策中心で何もしてくれない感がある、いつまで愛南町があるのかも不安など、将来に希望が描けていないような回答もありました。20歳代の若者は、集え、交流し、楽しむ居場所だけでなく、仕事、結婚、妊娠・出産、子育てなどのライフイベントを念頭に、将来に希望が持てる環境づくりを愛南町に求める回答となっていました。



4 愛南町の現状からみえる課題

愛南町の現況とアンケート調査の結果から、本町の子ども・子育て支援に関して以下のとおりの課題がありました。

● 社会全体で安心して子育てができるまちづくり

アンケートでは、子どもをみてもらえる親族、知人・友人については、緊急時もしくは用事の際にみてもらえる親族や友人・知人がいると回答した人の割合が、令和2年度の調査から増加していましたが、いずれもないと回答した人の割合も増えており、また、子どもをみてもらうにあたり、相手の負担に対する心苦しさやその状況を心配に思う人も一定数いることが分かります。

病児・病後児保育の利用希望についてしてみると、利用を希望しないと回答した人の理由では、「親が仕事を休んでみている」の次に「祖父母や親戚がみている」が多くなっていますが、経済的な理由や施設の立地・利用可能な時間・日数などを理由に利用できない人も一定数いることが分かります。

自由意見では、病児・病後児保育の無償化や受け入れ時間の拡充、また、産婦人科や小児救急などの医療体制への不満や要望もあり、安心して子育てができる環境の整備が課題となっています。

● 保護者のニーズとライフスタイルへの対応

統計による本町の状況から女性の労働状況についてみると、25歳から54歳までの労働力率が8割を超えており、アンケートの保護者の就労状況からも、就学前児童と小学生児童のいずれも母親の就労率が高いことが分かります。一方で育休の取得状況をみると、父親の育休取得の割合はまだまだ低く、男性が育休を取得しやすい社会環境づくりが求められています。

教育・保育事業の利用状況については、就学前児童では認可保育所や幼稚園を利用していると回答した人が多い中、今後の利用希望では、土曜、日曜の利用希望もあることが分かります。小学生児童の放課後の過ごし方では、放課後児童クラブをはじめとした居場所づくりに一定のニーズがあり、受け入れ時間の延長や日・祝日などの学校休校日における開所などの希望やファミリーサポートなどへの要望もあり、多様な就労形態に対応するきめ細やかな子育て支援サービスが求められています。

保護者の就業率が上がり、加えて働き方が多様化していることを踏まえ、教育・保育の事業や子育て支援施策の見直しや、子育てを取り巻くさまざまな環境に対応する社会全体の意識を高めていく必要があると考えられます。

● 子ども・若者の意見の反映

高校生から29歳までの若者を対象としたアンケートでは、町が子どもや若者の意見を取り入れていると思うかに対して、「思わない・あまり思わない」の割合が「思う・ある程度そう思う」より多くなっており、また、約4分の1の若者が「分からない」と回答していることから、子ども・若者の意見をしっかりと聞き、施策に反映していくことが求められています。

自由意見では、友達と気軽に集える公園や施設、自習の場所としても使える図書館などの

要望、その他、商業施設や遊技施設など、「居場所」への意見が多く、また、保護者の意見では、就学前児童、小学生児童ともに半数以上の方が「愛南町は子育てしやすいまち」と回答している一方で、子育てしやすいと思わない人の理由では「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」が最も多くなっており、それぞれの年代やライフステージに合わせた居場所が不足しているといった課題があげられています。



第3章 計画の基本理念と施策の展開

1 計画の基本理念

こども基本法第3条で示される基本理念を基本とし、第2期愛南町子ども・子育て支援事業計画の基本理念も継承しつつ、すべての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に良好で満たされた生活を送ることができる社会づくりを目指していくこととします。



子ども・若者の笑顔が輝き 未来に羽ばたく
愛南プラン

こども基本第3条に規定される基本理念

1号から4号においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されています。5号、6号においては、こどもの養育を担う大人や社会環境に係る規定として、それぞれこどもの養育と子育てについて定められています。

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

2 計画の基本的な視点

基本理念及び第3次愛南町総合計画が目指すまちのすがたを実現するため、すべての子ども・若者のあらゆる権利が尊重され、心身ともに健康で豊かな生活が保障され、健やかな成長と発達、そして自立が図られるように、社会全体で子ども・若者を支えることのできるまちづくりを推進します。

1. 子ども・若者の権利を尊重し、人格を認め、最善の利益を目指します。
2. 子ども・若者、保護者の意見を聴き、当事者目線で施策を推進します。
3. 子ども・若者が健やかに成長する環境を社会全体で目指します。
4. すべての親が安心して生み育てることができる環境を目指します。

3 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために次の6つの基本目標を設定し、その基本目標を柱として総合的に施策を推進します。

- 基本目標1 安心して産み、子育てができるための支援の充実
- 基本目標2 親子の健康の確保と成長の支援
- 基本目標3 仕事と子育てが両立できるライフスタイルへの支援
- 基本目標4 すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できる教育環境整備
- 基本目標5 課題を抱える子どもと家庭へのきめ細かな支援の推進
- 基本目標6 安全・安心なまちづくりの推進



4 施策体系

基本理念

子ども・若者の笑顔が輝き 未来に羽ばたく 愛南プラン

基本的な視点

1. 子ども・若者の権利を尊重し、人格を認め、最善の利益を目指します。
2. 子ども・若者、保護者の意見を聴き、当事者目線で施策を推進します。
3. 子ども・若者が健やかに成長する環境を社会全体で目指します。
4. すべての親が安心して生み育てることができる環境を目指します。

<p>基本目標1</p> <p>安心して産み、子育てができるための支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保育体制の整備 (2) 子育て相談体制の充実 (3) 子育て情報提供の充実 (4) 子育て支援のネットワークづくり (5) 子どもを地域で育てる意識の醸成 (6) 子育ての経済的支援
<p>基本目標2</p> <p>親子の健康の確保と成長の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 出産や育児不安への相談体制の充実 (2) 子どもや母親の健康の確保 (3) 食育の推進 (4) 思春期保健対策の推進 (5) こころのケアと相談体制の充実
<p>基本目標3</p> <p>仕事と子育てが両立できるライフスタイルへの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の推進 (2) 育児中の親の再就職支援 (3) 結婚支援
<p>基本目標4</p> <p>すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できる教育環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育てのための学習環境の整備 (2) 子どもの活動の場や機会の提供 (3) 個性を大切にした教育の推進 (4) 地域活動への支援 (5) 教育施設の整備充実
<p>基本目標5</p> <p>不安を抱える子どもと家庭へのきめ細かな支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) ひとり親家庭への生活支援 (2) 成長・発育の支援 (3) 児童虐待防止対策の充実 (4) 経済的困難を抱える家庭への支援 (5) 課題を抱える子どもへの支援
<p>基本目標6</p> <p>安全・安心なまちづくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障壁のないまちづくりの推進 (2) 安心して子育てできる住環境づくり (3) 快適な公園環境の整備 (4) 安全な道路交通環境の整備と啓発・指導活動 (5) 子ども等の安全の確保

第4章 施策の推進方策

※子ども・若者育成支援計画に関連するものは「**若者**」、子どもの貧困対策計画に関連するものは「**貧困**」と表記しています。

1 安心して産み、子育てができるための支援の充実

人口減少、少子化、核家族化の進行等、保護者を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに共働き、ひとり親世帯の増加など、育児や仕事に追われ孤立感や不安感、育児ストレス等を感じる人も増えており、子育てしやすい環境づくりが重要となっています。子育ての基本は家庭にあることを前提としながら、多様化する就労形態やさまざまな家庭環境の状況に対応できる教育・保育事業等の提供体制の構築を図るとともに、子育ての悩みや不安を軽減するための情報提供や相談支援、ネットワークづくりの推進に取り組み、地域ぐるみ、社会全体での子育て支援及び児童の健全育成の充実を推進します。

(1) 保育体制の整備

施策・事業	担当課	取組方針
保育所における保育事業	子育て支援室	保育が必要と認定された児童に対し、保育所入所による保育を実施します。また、多様化する保育ニーズへの対応に努めるとともに、保育士等の処遇改善を行うなど保育士確保にも取り組み、保育体制の充実を図ります。
保育士の研修	子育て支援室	各種研修会の参加等により、保育士の資質や保育サービスの質の向上に努めます。
保育所の預かり保育事業	子育て支援室	保護者の就労等の要件を問わず一時的に保育所を利用できる保育サービスを行います。保護者の負担軽減の観点から、今後も継続して取り組みます。
延長保育事業	子育て支援室	急な仕事や家庭の事情などで、保育所に長く児童を預ける必要がある場合に、保育所の開所時間を限度として、延長保育を行って児童を預かります。
幼稚園における預かり保育事業	学校教育課	幼稚園の在園児に対し預かり保育を実施し、保護者の保育需要に対応します。
病児保育事業	子育て支援室	家庭等で病気の子どもをみることができない時に利用することができる病児保育施設を町内に1か所設置しており、子育て環境の充実のため、今後も継続して行います。
放課後児童クラブ	子育て支援室	放課後に家庭に保護者が不在となる児童を対象に、町内小学校の余裕教室を活用し、小学校区を単位として児童の育成支援を行います。保護者ニーズへの対応や支援の資質、人材確保等、事業の実施体制の充実を図ります。

(2) 子育て相談体制の充実

施策・事業	担当課	取組方針
こども相談窓口 若者	保健福祉課	0歳から18歳未満までの子どもに関する相談窓口を開設し、保健師が電話、来所、訪問等をして相談対応を行います。また、虐待予防にも視点を置きながら、関係機関と連携して必要な支援につなげます。

(3) 子育て情報提供の充実

施策・事業	担当課	取組方針
インターネット等による子育て情報の提供 若者	保健福祉課	ホームページのほか、新生児訪問や乳幼児健診時にパンフレット、チラシ等を通じて、子育て支援事業や施設など、子育て資源に関する情報を提供します。また、子育て推進員とも情報共有を行い、地域の子どもや保護者に周知する体制づくりを推進します。

(4) 子育て支援のネットワークづくり

施策・事業	担当課	取組方針
地域子育て支援拠点事業 若者	子育て支援室	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行います。町内では、一般型3か所で実施しており、孤立しがちな乳幼児親子をサポートしています。少子化に伴い、今後、参加者の減少が見込まれますが、事業内容の工夫等を行い事業継続に努めます。
子育てネットワーク	子育て支援室	町内で活動している「子育てグループ」と「子育て支援グループ」の組織化を推進し、ともに支えあうネットワークを構築するとともに、地域に根ざした活動の活発化に努めます。
子育てボランティア活動への支援	保健福祉課 生涯学習課	子育てサークル活動のサポートやイベント開催時等の保育スタッフ、公民館等で特技を活かした遊びの指導、絵本の読み聞かせ等の子育てボランティアの育成に取り組み、子育てボランティア活動の活性化を図ります。
子育て推進員の育成	保健福祉課	子育て推進員を設置し、母子保健事業の充実強化を図ります。研修会等により、子どもの心と体の発達について学習し、みんなで子育てを見守り、支援できる体制づくりを目指します。また、任期終了後も継続して活動できるよう、学習の機会の提供に努めます。

(5) 子どもを地域で育てる意識の醸成

施策・事業	担当課	取組方針
子育てに関する意識の啓発	保健福祉課 政策推進室	すべての町民がそれぞれの立場に応じた役割を果たし、地域全体で子育てを支援できるよう、子育てに関する広報・啓発活動を推進するとともに、男女共同参画意識の啓発に努めます。

(6) 子育ての経済的支援

施策・事業	担当課	取組方針
児童手当	子育て支援室	児童生徒を養育している保護者等に手当を支給することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。受給資格者がもれなく児童手当の支給を受けられるよう、児童手当制度の目的及び趣旨を周知します。
児童扶養手当	子育て支援室	父母が婚姻を解消した児童や、父または母が死亡もしくは一定の障がいのある児童を監護している保護者に対し、一日も早い家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される手当です。県や関係課との連携のもと、認定請求及び異動に伴う変更届等の受付、進達を円滑に行います。

特別児童扶養手当	保健福祉課	精神または身体に障がいのある児童を家庭内において監護している保護者に対して手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。また、保健師、療育関係機関等との連携を密にし、対象者の申請漏れがないよう制度の周知に取り組みます。
災害遺児福祉手当	子育て支援室	交通災害、労働災害及び天災等による遺児の保護者に対して災害遺児福祉手当を支給することにより、遺児の福祉を増進します。該当者があった場合に速やかに対応できるよう、児童扶養手当手続等の機会をとらえ、制度の周知及び利用促進に努めます。
障がい児福祉手当	保健福祉課	身体や知的または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護が必要な児童に対して支給される手当です。対象者の申請漏れがないよう、特別児童扶養手当関係事務等とも連携して制度周知を行います。
保育料等の軽減	子育て支援室	町独自で行っている所得階層ごとの保育料軽減、第2子保育料無償化及び3歳以上児の副食費無償化を継続するとともに、国、県等の動向も確認しつつ、保護者負担の軽減に努めます。
出産子育て支援金交付事業	子育て支援室	新生児の出生から1年が経過した交付対象者に支援金を交付し、出産・育児に係る経済的負担の軽減を図ることで、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めます。
給食費無償化事業	学校教育課	幼稚園及び小・中学校給食費の無償化を行い、保護者の経済的負担を軽減します。
子ども医療費助成事業	町民課	子育て世帯の経済的及び精神的負担の軽減を図り、子どもの保健向上及び福祉増進に努めます。 通院及び入院の健康保険適用の一部負担金については、現物給付または窓口での申請による償還払いで助成します。
乳幼児用紙おむつ券交付事業	子育て支援室	申請・審査により乳幼児用紙おむつ券の交付を行い、保護者の経済的負担を軽減します。
出産世帯応援事業	子育て支援室	新生児のための育児用品等の購入に要する費用を補助することで保護者の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進します。
出産世帯奨学金返還支援事業	子育て支援室	新生児の保護者の奨学金返済に要する費用を補助することで保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進します。
多子世帯リフォーム等支援事業	子育て支援室	出産により多子世帯となる家庭に必要な子どものためのリフォーム等に係る費用の一部を補助することで保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進します。



2 親子の健康の確保と成長の支援

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期におけるさまざまな学びや経験を通じて成長していきますが、その成長には、置かれた環境が大きく作用すると言われます。そこで、子ども・若者が自分らしく社会生活を営む力を身につけていくには、教育・保育、保健、医療、福祉を途切れることなく安定して提供することが重要となります。また、子育てを行う保護者についても妊娠、出産に係る女性の負担は大きく、連続して行われる育児、家事、就労は大きなストレスと考えられ、育児不安や育児ストレスを訴える保護者も増加しているため、子育て支援や健康の保持・増進の取組も重要となります。

子どもの成長と子育ては誕生前から始まり、乳幼児期から大人になるまで続いていくとの認識のもと、ライフステージを通して社会全体で子ども・若者と子育て当事者を支えていくことで親子の健康の確保と成長を支援します。

(1) 出産や育児不安への相談体制の充実

施策・事業	担当課	取組方針
母子健康手帳の交付	保健福祉課	妊娠届出のあった妊婦を対象に、母子健康手帳を交付します。母子健康手帳の発行時にはアンケートを実施し、個別面談により、生活・栄養面の指導を実施します。 今後も、安心して出産・育児ができるよう支援を行い、関係課担当者や、保育所、保健所、医療機関とも情報交換を行います。特に、要配慮者については、町内外の関係部署と連携をとり、個々に応じた丁寧な関わりを心がけます。
妊婦等包括相談支援事業	保健福祉課	妊婦やその配偶者等に対して面談等を行い、妊娠から出産、子育てに必要な情報提供や相談に応じ、ニーズに応じて必要な支援につなげます。
産後ケア事業	保健福祉課	生後4か月未満の児と母親を対象に、産後も安心して子育てできるよう、母子の心身のケアや育児の悩み・相談についてサポートする事業です。病院や診療所の空き病床を活用して宿泊型と日帰り型を行います。委託医療機関と連携して実施します。
家庭訪問	保健福祉課	妊産婦、乳幼児、児童生徒を対象に、妊娠期から出産・子育て期において個別に状況を把握し、疾病や障がいでなく、育児不安や虐待予防等、生涯を見通した継続的な支援を行います。また、支援が必要な児童生徒及び家庭に対しては、医療機関・保育所等関係機関と連携し継続した支援を行います。
育児相談	保健福祉課	主に就園までの乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児の発育・発達の確認、子育てや栄養に関する相談を実施します。また、子育て情報の提供や保護者同士の交流を通し、保護者の育児負担の軽減に努めます。 出生数の減少に伴い利用者が減少してきていますが、地域での子育て支援を継続します。
不妊治療費助成事業	保健福祉課	一般不妊治療、特定不妊治療、不育症の治療を行っている夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るために治療費及び交通費の一部を助成します。
妊産婦健診通院費助成事業	保健福祉課	安心して妊産婦健診を受診できるよう、町が発行する受診券により受診するときの交通費の一部を助成します。また、出産時の交通費を一部助成します。

妊婦のための支援 給付金（旧出産子育て 応援交付金）	保健福祉課	妊娠届出時に面談を行った後に5万円、出産後の赤ちゃん訪問を 行った後に5万円（子ども1人あたり）を支給します。
----------------------------------	-------	--

（２）子どもや母親の健康の確保

施策・事業	担当課	取組方針
（医療機関委託） ・妊婦・乳児一般健康 診査 ・妊婦歯科健康診査 ・産婦健康診査 ・新生児聴覚検査 ・幼児健診精密検査	保健福祉課	医療機関に各健診・検査を委託して実施し、疾病・異常の早期発見・対応を図るとともに、育児支援・健康増進の援助・助言を行います。3歳児健診の視聴覚検査において精密検査が必要と診断された場合は、精密検査受診券を発行します。 要フォロー児については、経過を把握し、早期支援が適切にできるよう、医療機関との連携を図ります。
予防接種	保健福祉課	赤ちゃん訪問時に予防接種手帳を発行し、予防接種の説明を行います。また、乳幼児健診等の機会を活用し、適切な時期に接種できるよう説明を行うとともに、園児、児童生徒に対しては、保育所や学校を通じて接種勧奨のチラシを配布し、予防接種の必要性や接種方法を伝えていきます。
乳幼児健診（歯科健診）	保健福祉課	乳児、1歳6か月児、3歳児、5歳児を対象に、身体測定、問診、歯科診察、内科診察、歯科相談、栄養相談、心理相談、生活指導を行い、子どもの発育・発達の確認と異常の早期発見、並びにその後のフォローにつなげていきます。 また、要フォロー児については、事前に家庭や保育所等への訪問を実施し、観察ポイントを絞った健診を行うとともに、スタッフで今後の支援について検討を行います。
地域医療関係機関との連携充実	保健福祉課	保護者や子どもの健康の確保・増進に向けて、地域医療機関との連携を充実するとともに、かかりつけの小児科医を持つことを奨励していきます。また、ガイドブックを作成し、適正受診やかかりつけ医について周知します。支援の必要な子ども等については、適時医療機関と連携をとっていきます。
子育て推進員活動 【再掲】	保健福祉課	子育て推進員を設置し、母子保健事業の充実強化を図ります。研修会等により、子どもの心と体の発達について学習し、みんなで子育てを見守り、支援できる体制づくりを目指します。また、任期終了後も継続して活動できるよう、学習の機会の提供に努めます。

（３）食育の推進

施策・事業	担当課	取組方針
乳児栄養相談	保健福祉課	生後3～5か月児の保護者を対象に、離乳食の実習・相談を行い、適切な時期に離乳食を開始できるよう支援を行います。また、保護者同士が交流し、子育ての悩みや不安の解消が図れるよう取り組んでいきます。
子どもの食育教室	保健福祉課	児童生徒を対象に、食物にふれ、料理をすることにより、食に関する興味や関心を持ち、自分自身の生活習慣を見直すことができるよう、食生活や生活習慣についての知識を普及していきます。町内の小・中学校や高校と協働で実施するなど、各年代に応じた料理技術を習得し、家庭で実践することにより親子のふれあいや食について考えるきっかけとなるよう取り組みます。

食生活改善推進員の養成・育成（食生活改善推進協議会）	保健福祉課	食生活改善推進員を育成し、地域において子どもから高齢者の年代まで、広く食生活の改善や食育の推進を図ります。また、関係課や学校等と連携し、地域での活動の場が広がるよう支援します。食改活動に活かせるように、栄養や健康づくりに関する学習会を開催します。
学校給食等	学校教育課	児童生徒が望ましい食習慣や栄養を知り、習得できるように、特別活動や家庭科の時間等において、栄養士と教員が食に関する指導の充実に努めるとともに、学校給食等を通じたさまざまな食体験（地元産の食材の活用等）の機会づくりに取り組みます。

（４）思春期保健対策の推進

施策・事業	担当課	取組方針
薬物乱用防止・喫煙防止啓発運動 若者	保健福祉課	麻薬や覚せい剤等の乱用を防止するため、薬物に対する正しい知識の啓発、乱用を許さない社会の構築を目指します。 小・中学校の希望に応じて、薬物乱用防止・喫煙防止教室を実施することにより、児童生徒が薬物や煙草、アルコール等の害を理解し、それらに手を出さない意識付けを行っていきます。
子どもの食育教室【再掲】	保健福祉課	児童生徒を対象に、食物にふれ、料理をすることにより、食に関する興味や関心を持ち、自分自身の生活習慣を見直すことができるよう、食生活や生活習慣についての知識を普及していきます。各年代に応じた料理技術を身に付け、家庭で実践することにより親子のふれあいや食について考えるきっかけとなるよう取り組んでいきます。 町内の小学校や中学校、南宇和高校と協働で実施していきます。
思春期講座 若者	保健福祉課	高校生を対象に、こころとからだに関する講座を実施します。

（５）こころのケアと相談体制の充実

施策・事業	担当課	取組方針
SOSの出し方・受け止め方教育 若者	保健福祉課	小・中学生、高校生を対象に「SOSの出し方教育」を実施します。また、教職員や保護者を対象に「子どものSOSの受け止め方」について情報提供します。
妊娠期からの切れ目のない支援	保健福祉課	自殺のリスクにつながる問題を抱えている人を妊娠期から把握し、小・中学校や保育所、幼稚園等と連携し、切れ目のない支援を行います。
児童生徒への支援 若者	保健福祉課	町内の中学生、高校生に対しアンケートを実施し、児童生徒の状況把握を行います。その結果をもとに、子どもから大人に向かうための「ひとりだち」を円滑に進めるにはどのようなサポートが必要か、事業や事例を通して検討します。また、児童生徒に関わる教育機関と連携し、児童が困りごとを相談できる体制整備を行います。
思春期から青年期の支援 若者	保健福祉課	社会とのつながりが希薄な子どもや若者の把握ができるよう情報収集を行い、退学者や学校に行っていない若者に対する支援体制整備の必要性について関係者と課題共有し、連携を図っていきます。



3 仕事と子育てが両立できるライフスタイルへの支援

日本では、女性が「家事・育児・介護」の多くを担っている現状があり、共働き世帯の増加や核家族化の進行など家族のあり方が変化する中で、男性が主体的に役割を果たしていくことが重要になってきています。男女共同参画社会や働き方の見直しも進んでおり、仕事と子育てを両立できるライフスタイルを求める女性は増えてきています。男女を問わずすべての人が仕事と子育てのバランスがとれた多様な働き方ができるよう啓発活動に努め、仕事も子育てもしやすいまちづくりを推進します。

(1) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の推進

施策・事業	担当課	取組方針
多様な就業形態についての啓発と雇用環境の向上	商工観光課	企業に対して、労働条件に関する事項等の周知を図るとともに、妊娠・出産期の配慮やテレワーク、短時間勤務等の子育てに優しい多様な就業形態の導入等についての啓発や環境整備を推進します。
育児休業制度等の周知と取得促進	政策推進室	育児休業制度の理解と取得を推進するとともに、社会のシステム全体で子育てをサポートできる体制づくりに努めます。
男女共同参画社会の推進	政策推進室	男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を円滑に果たせるよう、各種セミナー等の周知を行い、子育てにおける男女共同参画意識の向上を図ります。 また、愛南町男女共同参画学習会支援事業の周知を行うことで、男女共同参画に対する学習の機会を充実させます。

(2) 育児中の親の再就職支援

施策・事業	担当課	取組方針
就職支援事業 若者・貧困	商工観光課	愛南町就職支援センターにおいて、求職相談・登録事業、求職情報の照会・斡旋事業、就職活動相談事業等、きめ細かな就職支援を行っています。 今後も求職者からの相談に対応できるよう、広く情報を収集するとともに、企業訪問の際に事業説明を行うなど、継続して事業に取り組めます。

(3) 結婚支援

施策・事業	担当課	取組方針
結婚活動支援事業	子育て支援室	結婚を希望する人を対象に相談や出会いの場の提供を行い、結婚前から子育てまで切れ目のない支援が行える体制の構築を推進します。
結婚新生活支援事業	子育て支援室	新婚世帯を対象に新生活に必要な費用の補助をすることで、結婚から子育てまでの切れ目のない支援体制を構築し、安心して産み育てる環境づくりを推進します。



4 すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できる教育環境整備

安全で安心して過ごすことができるさまざまな居場所や体験学習やボランティア活動、レクリエーション活動等、多様な体験活動や学びを通じて自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できる環境の整備に努めます。

学校教育では、指導内容の充実や教職員等の資質の向上を推進するとともに、学校施設等の教育環境の整備に取り組みます。また、放課後の時間や夏休み期間中の子どもの居場所については、学年が異なる児童や他学校の児童との交流の場の確保・提供を行い、次代を担う子どもたちの豊かな人間性と人間関係を育むための取組により、子どもの心身の健全育成を図ります。

(1) 子育てのための学習環境の整備

施策・事業	担当課	取組方針
子育て講座	生涯学習課	夏休み期間中や日曜日、参観日等の保護者の集まる機会を利用し、実習や体験イベント、食育等の学習について、町内講師を迎えて実施します。保護者のニーズに応じた事業内容を心がけ、数多くの保護者が参加できるよう取り組みます。

(2) 子どもの活動の場や機会の提供

施策・事業	担当課	取組方針
児童館活動の推進	子育て支援室	町内児童を対象に健全な遊びの場を提供し、情操を豊かにするとともに、学習活動や体験学習を通して自主性、社会性及び創造性を養い、心身の健やかな育成に努めます。また、異学年児童や他学校の児童との交流の場となれるよう、各種活動教室や季節のイベントのほか、新規イベント等を企画・開催するなど、事業内容の創意工夫に心がけ、数多くの児童が参加できるよう取り組みます。
保育所・幼稚園・学校開放	子育て支援室 学校教育課	施設の開放による業務への影響や管理面での課題に配慮しつつ、体験入園や体験入学の推進・充実を図り、未就園児・小学校就学前児童への保育所、幼稚園及び学校の開放に取り組みます。
青少年ボランティア活動推進事業 若者	生涯学習課 保健福祉課	町内の各種ボランティア団体との連携により、青少年ボランティア活動の場の提供、情報提供、指導者の紹介、青少年相手の相談及びアドバイス等を行い、小・中・高校生等のボランティア活動への参加機会の拡充とボランティア精神の育成に努めます。
放課後子ども教室	生涯学習課	平日の放課後には、学習支援を目的とした「子ども塾」を小学校区に開設します。また、夏休み期間中には、就労等で昼間保護者がいない家庭の小学1～3年生の居場所として「夏休み子ども教室」を開設します。 「放課後子ども教室」が未設置の小学校区については、地域でのニーズや指導員の確保状況等を確認の上、個別に事業実施を検討します。



(3) 個性を大切にした教育の推進

施策・事業	担当課	取組方針
確かな学力の向上 [貧困]	学校教育課	基礎、基本を身につけ、自ら学び、考える力を育むため、少人数やチーム・ティーチング指導を実施するなど、指導方法の工夫・改善に取り組みます。 今後は、新学習指導要領に対応できるよう、より一層子どもが幅広く興味・関心を持つ授業を推進する必要があります。そのため、国の動向に注視しつつ、その内容を教職員の研修に反映させていきます。
開かれた学校づくり [貧困]	学校教育課	町内すべての小・中学校にコミュニティ・スクールを導入しており、引き続きこれまで以上に「地域とともにある学校づくり」に取り組みます。 学校運営協議会を活用し、引き続き学びの場の充実に努めるとともに、今後は学校や地域の特色を生かしながら持続可能な仕組みづくりを推進します。
体験活動事業	学校教育課 生涯学習課	地域と連携しながら小・中学生の職場体験、宿泊体験等の体験学習機会の充実に努めるとともに、道徳教育の推進を図り、子どもたちの学習を支援します。また、郷土を愛し、地域を担う人材の育成に向けたキャリア教育を推進します。
環境教育	環境衛生課	子どもたちの環境意識向上を図るため、小・中学校と連携して環境問題に関する学習会を実施します。
不登校、ひきこもり 児童生徒への対応 [若者]	学校教育課	不登校・いじめ・進路等の問題の解消や予防のために、教育相談員による適切な指導や相談活動等を充実させるとともに、地域での見守り活動を推進します。また、町保健師をはじめとした学校外部の関係機関とも積極的な連携を図り、児童生徒及び保護者を支える体制づくりに努めます。

(4) 地域活動への支援

施策・事業	担当課	取組方針
青少年活動の推進	生涯学習課	学校、家庭、地域が連携・協働して、基本的な生活習慣(しつけ)、社会のマナーを守ることの規範を保護者(家庭)と地域(住民)から学んでいく環境づくりを進め、次代を担う子どもたちの健全育成を支援します。また、地域人材を活用し、保護者を対象とした子育て講座や、子ども向けの体験教室を実施します。
地域スポーツ活動の推進	生涯学習課	地域住民が自発的にスポーツを楽しみ、体力の向上を図るとともに、地域社会での交流を広げ、充実した生活を送ることができるスポーツ環境の育成に努めるとともに、子どもたちのニーズや地域の実情を踏まえながら、各種スポーツ大会やレクリエーション活動を支援します。

(5) 教育施設の整備充実

施策・事業	担当課	取組方針
学校施設の環境整備 [若者]	学校教育課	児童生徒が使いやすく、教育内容に対応した学校施設環境・教育環境の整備に努めます。

5 不安を抱える子どもと家庭へのきめ細かな支援の推進

近年、何かしらの支援が必要となる子どもの数は増加傾向にあり、また、ひとり親家庭、障がいのある子どもを持つ家庭、経済的困難を抱える家庭など、子どもだけでなく子育てをする家庭への支援も必要となっています。保健、医療、福祉、教育等の相互の連携により、子どもやその家庭が抱える課題解決に取り組み、個々に応じたきめ細やかな支援の実施に努めます。また、児童虐待の防止から被害を受けた子どもの心のケアまで総合的・効果的に支援を行うため、関係機関との連携を強化し、子育て家庭を見守る環境づくりを推進します。

(1) ひとり親家庭への生活支援

施策・事業	担当課	取組方針
ひとり親家庭への総合相談 [貧困]	保健福祉課	県の母子自立支援員との連携により、ひとり親家庭の自立支援を推進するとともに、制度周知等の情報提供に努めます。相談内容も多岐にわたることが想定されることから、母子自立支援員と十分に協議し、対応していきます。
ひとり親家庭への経済的援助 [貧困]	保健福祉課	貸付金制度等の周知を行うとともに、返済計画も含めた精査を十分に行い、ひとり親世帯が自立し、安心して生活できる環境をつくります。
ひとり親家庭医療費助成事業 [貧困]	町民課	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、児童の保健の向上及び福祉増進に努めます。通院及び入院の健康保険適用の一部負担金については、現物給付または窓口での申請による償還払いで助成します。

(2) 成長・発育の支援

施策・事業	担当課	取組方針
居宅介護支援事業	保健福祉課	在宅で身体障がいのある子どもが自立と社会参加ができるように、家庭にホームヘルパーを派遣し、身体等の介護サービスを提供します。
保育所での障がい児保育の充実	子育て支援室	障がいのある子どもを受け入れている保育所に対し、保育士の加配、または加配分の助成をすることで、保育所において障がいのある子どもの受け入れを可能にし、障がいのある子どもが適切な環境のもとで、他の児童との集団生活を通して健全な発達ができるよう努めます。
特別支援教育 [貧困]	学校教育課	保護者との連携を強化し、各学校において、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応えるきめ細かな教育を進めます。また、障がいの有無に関わらず、可能な限りともに教育を受けられるよう条件整備に取り組むほか、特別な支援を必要とする子どもの教育のあり方について研究し、適切な対応に努めます。
日中一時支援事業	保健福祉課	障がい児(者)を持つ家族の就労支援及びレスパイトケアの必要性から、各事業所と委託契約を結び、障がい児(者)に対して、日中における活動の場を提供し、見守りや訓練等を行います。今後も継続して事業を実施し、障がい児(者)及びその家族の福祉の向上を図ります。
障害児通所支援事業	保健福祉課	御荘福祉施設協会に事業委託を行い、通所により乳幼児から小学6年生までの療育が必要な子どもに対して、生活訓練・社会適応訓練・機能回復訓練・外来相談等を行います。

発達支援相談会	保健福祉課	相談窓口で専門職を配置し、子育てに工夫のいるまたは発達に不安のある子どもとその家族及び支援者からの相談を受け、必要な支援につなげていきます。
ペアレントサポーターあいなん	保健福祉課 (委託事業)	子育て支援講座の修了者を対象にペアレントサポーターを委嘱し、子育てに悩みを感じている保護者の身近な相談者として、関係機関と連携して保護者支援を行います。
子育て支援講座	保健福祉課 (委託事業)	子育てに難しさを感じる保護者が子どもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけること、子育ての仲間を見つける機会とすることを目的とした講座を開催します。

(3) 児童虐待防止対策の充実

施策・事業	担当課	取組方針
虐待防止・対応 若者	保健福祉課 子育て支援室	保育所や子育て支援機関と連携しながら、子育て中の保護者が安心して子育てできる環境づくりを行います。 また、体罰の禁止について、パンフレットなどでの周知や、育児相談等の場を活用し、子育てに関する情報を提供するとともに、個別に育児に関する相談支援を行うことにより、児童虐待の防止に努めます。
虐待相談事業 若者	保健福祉課 子育て支援室	要保護児童対策地域協議会に参加する関係機関と連携しながら、要保護家庭の見守りや対応を行います。虐待対応に関する各種会議を通して、関係機関との連携強化や虐待対応の知識の習得、また、人材育成等を行っていきます。

(4) 経済的困難を抱える家庭への支援

施策・事業	担当課	取組方針
準要保護援助事業 貧困	学校教育課	経済的理由によって就学困難な児童生徒の就学奨励のために、学用品費・修学旅行費等に対し、必要な援助を行います。
要保護援助事業 貧困	学校教育課	経済的に困窮している小中学生の保護者に対して、修学旅行などの費用を援助します。

(5) 課題を抱える子どもへの支援

施策・事業	担当課	取組方針
子どもの居場所事業 若者・貧困	子育て支援室	家庭環境や経済的環境等に課題を抱えた子どもたちに安心して過ごせる居場所を提供し、将来の自立に向けた相談や生活力の向上につながる支援等を行います。
児童発達支援センター 若者	保健福祉課	障がいのある子ども支援の中核的機能を有する児童発達支援センターの設置に向けて愛南町障がい者計画に沿って、準備を進めています。



6 安全・安心なまちづくりの推進

子どもからお年寄りまですべての人が安全・安心に暮らせる環境の整備が求められています。そのために、公共施設や交通機関等のバリアフリー化の促進だけでなく、道路や公園等の整備・点検、公営住宅等の居住性能の向上、住宅困窮者に対する支援等、暮らしを支える幅広い取組が重要です。

また、子どもが事故や犯罪に遭うことなく、安心して安全に活動できる社会の求めに応えるため、関係機関・団体との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教室や見守り活動の実施等、総合的な事故防止対策及び防犯対策を推進します。

さらに、青少年の健全育成については、町内パトロール等を実施し、青少年の非行の早期発見と対応に努めます。

(1) 障壁のないまちづくりの推進

施策・事業	担当課	取組方針
公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	生涯学習課 保健福祉課 総務課 建設課	子どもや子育て中の家庭はもちろん、すべての人に安全で安心なまちづくりに向け、段差の解消、エレベーター・多目的トイレの設置等のバリアフリー化を推進するとともに、公共施設等の改修・修繕を行い、利用者にとって快適な状態の維持に努めます。また、公営住宅等については、既設ストックの活用による居住性能の向上を図り、住宅需要に対応した整備に取り組みます。

(2) 安心して子育てできる住環境づくり

施策・事業	担当課	取組方針
緊急時の居住支援 [貧困]	建設課	現在のストックを最大限に活用し、住宅セーフティネットの中核として公営住宅を供給します。また、地域の社会福祉と連携しながら、緊急を要する子育て世帯等の住宅困窮者に対し、円滑な入居を支援するなど、住宅困窮者の受け皿としての役割を担っていきます。

(3) 快適な公園環境の整備

施策・事業	担当課	取組方針
公園等の整備	建設課 水産課 商工観光課 各支所 保健福祉課 御荘夢創造館	誰もが安心して快適に過ごすことができる憩いの場として、公園の維持管理や設置遊具の定期点検を行うとともに、必要に応じた補修等により、安全な環境づくりに努めます。また、子育て環境の充実を図るための新たな公園整備については、関係機関が連携して検討します。

(4) 安全な道路交通環境の整備と啓発・指導活動

施策・事業	担当課	取組方針
歩道の整備促進や安全確保のための維持管理	建設課	主要な路線や通学路を主眼に置き、歩行者の安全確保のため、地区要望等も踏まえながら歩道の整備や維持補修を行います。
交通安全教室	総務課	保育所において、毎年1回、交通安全教室を実施し、幼児期からの交通安全への意識の啓発に努めます。 実施していない保育所がある場合には、実施の指導を行います。
交通安全活動	総務課 学校教育課 生涯学習課	交通事故のないまちづくりに向け、愛南町交通安全指導員等の街頭指導、警察署員による指導活動、PTA及び老人クラブの登下校時における見守り活動により、交通安全を推進します。また、各校において毎年、関係機関の協力を得て、交通安全教室や自転車点検等を行います。見守り体制が手薄な地域については、学校から積極的に依頼するよう指示します。

(5) 子ども等の安全の確保

施策・事業	担当課	取組方針
事故防止対策	学校教育課	家庭での事故防止策を働きかけるとともに、大人と地域が子どもの事故予防の認識を深めて、見守り活動の促進と、事故が起こった場合に初期対応ができるよう、啓発活動に努めます。 通学路の危険箇所については、関係機関・学校による合同点検を行います。また、自転車のヘルメット着用、自転車保険への加入を強く推進していきます。
まもるくんの家（子ども110番の家）	学校教育課	地域社会で子どもの安全を確保することを目的に、地域の見守り活動と緊急時の対応を行う「まもるくんの家」（子ども110番の家）の確認、看板の新設を実施するとともに、登下校時の見守りについても依頼します。
防犯対策 若者	生涯学習課	青少年の健全育成を推進する関係機関・団体と連携し、青少年非行の早期発見と対応に努めます。また、ボランティアやPTA関係者による巡視・挨拶活動を実施するとともに、見守り活動を継続し、防犯体制の強化に努めます。さらに、町内パトロールを推進し、地域の子どもは地域が守る意識の醸成を図ります。



7 本計画の成果指標

本事業の評価にあたり、基本目標ごとに以下のとおり成果指標を設定します。

計画策定年度の現状値と計画最終年度の目標値を定め、次期計画策定時に評価を行います。

基本目標	成果指標	現状 (R6)	目標 (R11)
1 安心して産み、子育てができるための支援の充実	愛南町は子育てしやすいと思う保護者の割合	就学前児童の保護者 53.0%	70.0%
		小学生児童の保護者 55.4%	70.0%
2 親子の健康の確保と成長の支援	困った時に相談したり、悩みを話せる人がいる子どもの割合	小・中学生 -	100%
	子育て（教育含む）に関して、気軽に相談できる先が1つでもある保護者の割合	就学前児童の保護者 96.5%	100%
		小学生児童の保護者 98.3%	100%
3 仕事と子育てが両立できるライフスタイルへの支援	20年後、結婚している・パートナーがいると思う若者の割合	高校生～29歳 57.7%	75.0%
4 すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できる教育環境整備	若者の暮らしや生活の満足度（10点満点評価）	高校生～29歳 6.5点 （※平均点）	7.5点 （※平均点）
	将来の夢ややってみようと思うことがある若者の割合	高校生～29歳 65.5%	80.0%
5 不安を抱える子どもと家庭へのきめ細かな支援の推進	愛南町は子どもの意見を取り入れていると思う若者の割合	高校生～29歳 34.5%	60.0%
6 安全・安心なまちづくりの推進	愛南町を好きと思う子どもの割合	小・中学生 70.1%	80.0%
	20年後も愛南町で暮らしたいと思う若者の割合	高校生～29歳 38.3%	60.0%



第5章 第3期愛南町子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

本町においては地理的条件、人口、その他社会的条件、教育・保育の利用状況、保育及び子育て支援を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を町内全域の1区域として設定します。

2 教育・保育の目標事業量、提供体制の確保方策等

教育・保育の利用状況及び利用希望並びに小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定め、提供体制の確保を行います。

(1) 対象事業一覧

給付種別	対象事業	
施設型給付	認定こども園、幼稚園、保育所	
地域型保育給付	小規模保育	少人数（6～19人）を対象に、きめ細やかな保育が提供される
	家庭的保育	少人数（5人以下）を対象に、自宅等の家庭的な雰囲気の中で保育が実施される
	居宅訪問型保育	障がいなど個別ケアが必要な子どもなどを対象に自宅で1対1の保育が実施される
	事業所内保育	事業所内で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育が実施される
その他	企業主導型保育施設の地域枠	

1号、2号、3号の認定区分ごとにニーズを算出

(2) 事業の概要

教育・保育は、子どもの年齢や保育の必要性等に応じて、以下の3区分に認定し実施します。

■ 認定区分と提供施設

認定区分	対象者	提供施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園など教育を希望する子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な要件」に該当し、保育を希望する子ども	保育所、認定こども園、企業主導型保育施設の地域枠
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な要件」に該当し、保育を希望する子ども	保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠

※「保育の必要な要件」

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| ①就労等（月64時間以上の勤務が必要） | ②妊娠・出産（産前6週、産後8週を含む月の入所） |
| ③疾病・障がい（保護者の病気、障がい） | ④介護等（親族の介護・看護） |
| ⑤災害復旧 | ⑥求職活動・起業準備（※3か月間以内の入所） |
| ⑦保護者の就学（職業訓練校等を含む） | ⑧虐待・DV |
| ⑨保育所に通う児童がいる状態で育休を取った場合で、継続利用が必要な場合 | |
| ⑩その他、各前号に類する状態にあると認められる場合 | |

(3) 提供体制・確保方策

子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、保護者の就労状況等も考慮し、提供体制等を確保します。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人

実施時期		令和6年4月実績				令和7年度				令和8年度			
認定区分 (1号…教育のみ 2号、3号…保育の必要性あり)		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み（必要利用総数）		11	188	9	114	10	175	8	106	9	163	7	99
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（教育・保育施設）					45	306	35	169	45	306	35	169
	地域型保育事業							0	0			0	0
	企業主導型保育施設の地域枠						0	0	0		0	0	0
②-①						35	131	27	63	36	143	28	70

実施時期		令和9年度				令和10年度				令和11年度			
認定区分 (1号…教育のみ 2号、3号…保育の必要性あり)		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み（必要利用総数）		8	152	7	92	7	141	7	85	7	131	7	79
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所（教育・保育施設）	45	306	35	169	45	306	35	169	45	306	35	169
	地域型保育事業			0	0			0	0			0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0		0	0	0		0	0	0
②-①		37	154	28	77	38	165	28	84	38	175	28	90

確保方策

<教育事業>

【実施体制】町内1か所の幼稚園で実施

【実施機関】あいなん幼稚園

【確保方策】希望者は全員利用できる状況となっています。現状の実施体制を維持しつつ、保護者ニーズを確認しながら事業を実施します。

<保育事業>

【実施体制】町内5か所の公立保育所、2か所の私立保育所で実施

【実施機関】柏保育所、御荘保育所、城辺保育所、緑保育所、一本松保育所、はまゆう乳幼児保育所、船越保育園

【確保方策】待機児童が発生していないため、現状の供給体制で供給量は足りているといえます。現状の実施体制を維持しつつ、児童数や保護者ニーズを確認しながら、必要に応じて確保量の検討を行っていきます。

3 幼児教育・保育無償化への対応

令和元年10月より、国における幼児教育・保育の無償化が開始され、認可保育所や認定こども園等を利用する3歳以上の児童の保護者の負担軽減が図られています。これに合わせて、認可外保育所や一時預かり事業等の利用料を補助する施設等利用給付制度が創設されており、これらの円滑な実施に努めます。

施設種別	対象となる子ども	内容	
幼稚園	3～5歳	子ども・子育て支援制度に移行している幼稚園は月額上限2.57万円として、利用料が無償化されます。	
認可保育園 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業	0～5歳	0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上はすべての世帯を対象として利用料が無償化されます。	
施設等 利用給付	子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3～5歳	子ども・子育て支援制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。
	特別支援学校の幼稚部	3～5歳	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（児童発達支援等）を利用する子どもたちの利用料が無償化されます。
	認可外（無認可）保育園	0～5歳	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
	預かり保育事業	3～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）または特定地域型保育事業を利用できていない児童で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳～5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の実施にあたり、各事業の基本方針や利用者ニーズ等を勘案し、事業量の見込みと提供体制の確保等を行います。

(1) 延長保育事業

延長保育事業とは保育所開所時間のうち、保育認定時間（保育標準時間・保育短時間）を超えて保育を行う事業です。以下の量の見込みと確保方策においては、保育標準時間認定者の延長保育発生量を見込んでいます。

就学前児童の保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとされており、保育における18時以降の利用ニーズを踏まえ、量の見込みを設定します。

単位：人

	実績	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間実利用人数)	18	20	20	20	15	15
②確保の内容		20	20	20	15	15

確保方策

【実施体制】町内公立保育所4か所と私立保育所1か所で実施

【実施機関】柏保育所、御荘保育所、城辺保育所、一本松保育所、
はまゆう乳幼児保育所

【確保方策】保護者の就業形態や家庭の送迎可能な時間に応じて、各保育所において個別の需要を取りまとめて判断し、事業を行います。

(2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭において健全な育成を受けられない小学生児童に対して、学校の空き教室等を利用し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する事業です。「こども未来戦略」等の国の方針及び放課後児童クラブの利用実績を踏まえて、量の見込みを設定します。

単位：人

		実績		実施時期			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み ※利用人数 ※4月1日基準	小学1年生	37	36	35	34	33	32
	小学2年生	24	37	36	35	34	33
	小学3年生	36	24	36	35	34	33
	小学4年生	2	20	20	20	20	19
	小学5年生	0	11	10	10	10	10
	小学6年生	0	4	4	4	4	4
	合計	99	132	141	138	135	131
②確保の内容	小学1～3年生	110		110	110	110	110
	小学4～6年生	70		70	70	70	70
	合計	180		180	180	180	180

確保方策

【実施体制】 町内3か所の小学校で実施

【実施場所】 平城小学校、城辺小学校、一本松小学校

【確保方策】 令和7年度から6年生までの受け入れを開始します。必要に応じての各児童クラブの支援単位（クラス）増設も検討し、入会を希望するすべての児童を受け入れる体制を整備します。

放課後児童クラブ未開設の小学校区においては、保護者のニーズに応じて、場所、支援員確保といった課題も考慮しながら、関係機関等と検討します。

(3) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

単位：人

	実績	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	町外施設と連携します					

確保方策

- ・実施主体や人材確保等の課題があり、町で事業を実施していませんが、保護者が児童を養育できない場合の対処として、町外児童養護施設や関係機関と連携できる体制づくりを行います。

(4) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です。第2期計画の実績等により把握した利用人数などに基づき、量の見込みを設定します。

単位：人

	実績	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	6,637	5,122	4,609	4,148	3,733	3,359
②確保の内容	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200

確保方策

- 【実施体制】 町内の保育所2か所と空き店舗1か所で実施
- 【実施機関】 はまゆう乳幼児保育所、緑保育所、こぶたんぽぽポケットとんぼ
- 【確保方策】 保育所入所前の子育て親子の交流、子育てについての相談、関連情報の提供等、大切な地域の拠点となっています。保護者ニーズは、現在の確保量で充足しているため、実施体制を維持、継続します。

(5) 一時預かり事業

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業は、教育標準時間を超えた時間の保育と、長期休暇中の保育を行う事業です。保育所等における一時預かり事業は、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった児童等について、保育所等で預り、保育を行う事業です。

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

単位：人

		実績	実施時期				
			令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	幼稚園在園者(1号認定)3~5歳	1,070	857	668	521	406	316
	幼稚園在園者(2号認定)3~5歳		702	548	427	333	260
	計		1,559	1,216	948	739	576
②確保の内容			6,480	5,760	5,280	5,040	4,560

■保育所等における一時預かり（一時保育）

単位：人

		実績	実施時期				
			令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	上記以外の0~5歳	892	692	608	535	470	413
②確保の内容			3,456	3,456	3,456	3,456	3,456

確保方策

【実施体制】町内の幼稚園1か所と保育所1か所で実施

【実施機関】あいなん幼稚園、緑保育所

【確保方策】幼稚園において在園児を対象に預かり保育を実施し、希望する児童はすべて受け入れできる体制を整えています。また緑保育所の一時保育については、定員に対する受け入れ態勢は整えています。現状の実施体制を維持しつつ、利用希望集中時には利用調整を行い円滑な事業運営に努めます。

(6) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。病児保育事業については、ニーズ調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとされています。保護者のニーズや町内の受け皿の状況を踏まえ、量の見込みを設定します。

単位：人

	実績	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	687	518	503	488	473	459
②確保の内容		1,056	1,056	1,056	1,056	1,056

確保方策

【実施体制】町内1か所の病児保育施設で実施

【実施機関】テレサルーム

【確保方策】平成29年5月から事業を開始し、受け入れ態勢は整っています。町内医療機関と連携し円滑な運用に努めます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

単位：人

	実績	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	-	-	-	-	-	-
②確保の内容		状況に応じて実施を検討します				

確保方策

・実施主体や人材確保等の課題があり、町で事業を実施していませんが、状況に応じて事業の実施を検討します。

(8) 妊婦健診事業

妊婦と赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行う母子保健法に基づく事業です。

単位：人

	実績	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (妊婦健診回数)	669	650	638	616	616	605
②確保の内容		660	638	616	616	605

確保方策

- ・町内に在住するすべての妊婦に対して受診券を配布しています。今後も利用者の増減にかかわらず、完全実施していきます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児を養育するすべての家庭に、保健師、看護師や子育て経験者等で研修を受けた者が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	実績	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (出生児数)	53	55	54	54	53	53
②確保の内容		55	54	54	53	53

確保方策

- ・乳児を養育する家庭に町の保健師が訪問しています。今後も出生数の増減にかかわらず、完全実施をしていきます。

(10) 養育支援訪問事業

児童虐待につながるおそれや育児不安を抱えている等、養育支援が特に必要とされる家庭に、保健師、看護師、子育て経験者等で研修を受けた者が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業です。

単位：人

	実績	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ訪問数）	86	88	88	86	84	82
②確保の内容		88	88	86	84	82

確保方策

- ・乳児全戸家庭訪問等により把握した、保護者の養育の支援が必要と認められた世帯に対し相談や指導・助言等を行い、状況により要保護児童地域対策協議会につなげる等、問題解決に取り組みます。

(11) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

単位：か所

		実績	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	基本型・特定型	0	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	0	0	0	0	0
	子ども家庭センター型	0	1	1	1	1	1
	計	0	1	1	1	1	1
②確保の内容			1	1	1	1	1

確保方策

- ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、妊娠、出産、育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため利用者支援事業（子ども家庭センター型）を行い、相談体制の充実を図ります。令和6年度まで母子保健型として実施した子育て世代包括支援センターの業務も引き継ぎます。

(12) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行う事業です。

単位：回

	実績	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	妊娠届出 52件 1組当たり面談 2~3回 面談実施回数 112回	180	174	168	168	165
②確保の内容		180	174	168	168	165

確保方策

- ・妊娠届出時にすべての妊婦に面談を行い、また、出産後も赤ちゃん訪問ですべての親子に面談を行います。妊娠中にも希望者や状況に応じて面談を行い、継続した支援を行います。

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

生後6か月から3歳までの未就園児を対象として、保護者の就労要件を問わずに月一定時間までの利用が可能な通園支援事業です。児童の健やかな成長のため適切な遊びや生活の場を与えるとともに、子育てについての情報提供や助言、援助も行います。

単位：人

		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み（必要定員数）	3	3	3	3
	確保方策（必要定員数）	3	3	3	3
1歳児	量の見込み（必要定員数）	3	3	3	3
	確保方策（必要定員数）	3	3	3	3
2歳児	量の見込み（必要定員数）	3	3	3	3
	確保方策（必要定員数）	3	3	3	3

確保方策

【実施体制】 令和8年度から町内保育所で実施予定

【実施機関】 町内保育所の全部またはいずれか

【確保方策】 通常保育に従事する保育士の負担が少ない時間帯（児童受け入れ時間から給食時間までなど）を利用して受け入れを行うなど、保育事業と両立できる体制を検討して実施します。

(14) 産後ケア事業

産後に安心して子育てできるよう、母子の心身のケアや育児の悩みについてサポートする事業です。病院や診療所の空き病床を活用して宿泊型と日帰りのデイサービス型を行っています。

単位：人

	実績	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	13	14	12	12	11	11
②確保方策（延べ人数）	13	14	12	12	11	11

確保方策

- ・利用を希望するすべての母子が利用できるよう、委託医療機関と連携しながら実施していきます。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・育児等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴、支援を行う事業です。

単位：人

	実績	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （年間延べ利用人数）	-	-	-	-	-	-
②確保の内容	状況に応じて実施を検討します。					

確保方策

- ・実施主体や人材確保等の課題があり、町で事業を実施していませんが、状況に応じて事業の実施を検討します。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を提供する事業です。

単位：人

	実績	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)		4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
②確保の内容		4,800	4,800	4,800	4,800	4,800

確保方策

【実施体制】町内1か所で実施

【実施機関】愛南町

【確保方策】令和7年4月に受け入れ態勢を整え、事業を開始します。関係機関等と連携し円滑な運用に努めます。

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、必要な支援を行う事業です。

単位：人

	実績	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	-	-	-	-	-	-
②確保の内容	状況に応じて実施を検討します。					

確保方策

・町で事業を実施していませんが、事業実施を希望する事業者等があった場合には、需要と供給を勘案して検討を行います。

第6章 推進体制

1 住民や地域関係団体との協働

本計画の実行にあたっては、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係団体、企業などを含めた社会全体での連携が必要となります。計画の実行にあたっては、ホームページや広報媒体等による積極的な計画の周知・啓発に努め、地域や企業、関係団体の理解と協力を得ながら進めるとともに、既存の子ども・子育てに関する活動等とも十分に連携を図りながら、子ども・若者の支援に関わるさまざまな施策を計画的、総合的に推進します。

2 庁内の推進体制

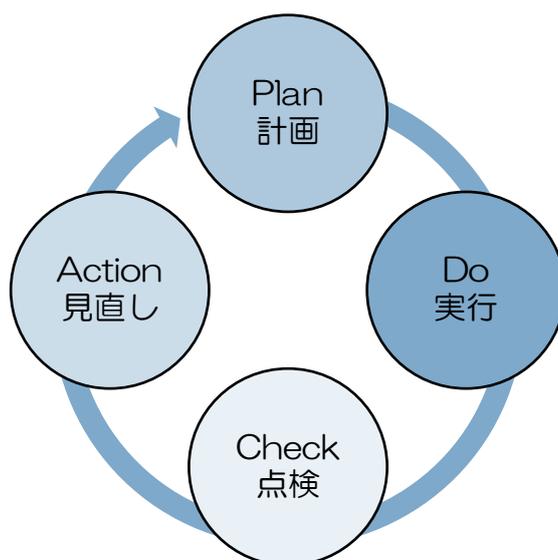
保健福祉課子育て支援室が中心となり、関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、それぞれが連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

3 計画の進捗状況の管理・評価

本計画の推進については、愛南町子ども・子育て会議において計画の進捗状況を確認する機会を設け、総合的かつ計画的に取り組めます。

各種施策の推進については、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、施策を行う担当課による実効性のある取組の推進を図ります。

【PDCAサイクル】





愛南町こども計画

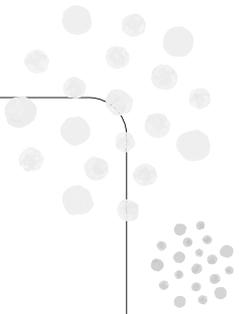
[発行] 愛南町保健福祉課 子育て支援室

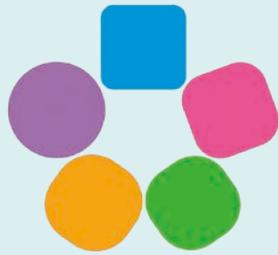
[発行年月] 令和7年3月

〒798-4196

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

[TEL] 0895-73-7135 [FAX] 0895-70-1777





いろこい あいなん

ainan

